

資料

1 水防法	295
2 気象業務法（抜粋）	312
3 茨城県水防協議会条例（茨城県水防協議会構成表）	315
4 水防活動実施報告書	317
5 水防備蓄資器材の現況報告（様式）について	319
6 ダム放流等連絡系統	320
7 茨城県土砂災害警戒情報に関する事項	324
8 茨城県防災行政無線及び水防無線運営要綱	339
9 茨城県防災情報ネットワークシステム構成図	353
10 茨城県水防情報テレメータ配置図（水位局・雨量局・カメラ局）	354
11 国土交通省無線連絡系統図（多重回線）（国→県）	355
12 自衛隊茨城隊区指揮系統及び災害派遣担任区分	356
13 洪水予報河川及び水位周知河川について	357
14 洪水浸水想定区域について	358
15 洪水ハザードマップの公表状況	359
16 津波ハザードマップの公表状況	361
17 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	362
18 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準	365
19 道路冠水危険箇所一覧	369
20 ホットライン運用（案）河川・ダム	370
21 河川の共同点検（実施要領・様式）	373

水 防 法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できることによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管

理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関する必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

- 6 二以上の都府県に關係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下

この条において同じ。) 等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 國土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一條 都道府県知事は、前条第二項の規定により國土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一條の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、國土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により國土交通大臣が指定した河川について國土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したもの提供を求めることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二條 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一條第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三條 國土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知

させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十三条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止するこ

とにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

 - 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参照して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
- 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならぬ。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時

- 等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
 - 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
 - 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
 - 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帶状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得

なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参照して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 國土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるとときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進

路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

2 國土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時

使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができます。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 國土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 國土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により國土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「國土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「國」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「國土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関する団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雜則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受け

る損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならぬ。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十二条の規定の適用がある場合を除き、第二十二条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

改正 昭和 27 年 07 月 31 日法律第 258 号
昭和 29 年 06 月 01 日法律第 140 号
昭和 29 年 06 月 08 日法律第 163 号
昭和 30 年 07 月 11 日法律第 061 号
昭和 31 年 06 月 11 日法律第 141 号
昭和 32 年 05 月 16 日法律第 105 号
昭和 33 年 03 月 15 日法律第 008 号
昭和 35 年 06 月 30 日法律第 113 号
昭和 47 年 06 月 23 日法律第 094 号
昭和 57 年 07 月 16 日法律第 066 号
昭和 59 年 12 月 25 日法律第 087 号
昭和 60 年 06 月 21 日法律第 069 号
平成 06 年 06 月 29 日法律第 049 号
平成 07 年 04 月 21 日法律第 069 号
平成 11 年 07 月 16 日法律第 087 号
平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号
平成 13 年 06 月 13 日法律第 046 号
平成 17 年 05 月 02 日法律第 037 号
平成 18 年 06 月 02 日法律第 050 号
平成 22 年 11 月 25 日法律第 052 号
平成 23 年 06 月 24 日法律第 074 号
平成 23 年 08 月 30 日法律第 105 号
平成 23 年 12 月 14 日法律第 124 号
平成 25 年 06 月 12 日法律第 035 号
平成 25 年 06 月 01 日法律第 044 号
平成 25 年 06 月 21 日法律第 054 号
平成 26 年 11 月 19 日法律第 109 号
平成 27 年 05 月 20 日法律第 022 号
平成 27 年 07 月 19 日法律第 022 号
平成 29 年 05 月 19 日法律第 031 号
令和 03 年 05 月 10 日法律第 030 号
令和 03 年 05 月 10 日法律第 031 号
令和 04 年 06 月 17 日法律第 068 号
令和 04 年 06 月 17 日法律第 068 号
令和 05 年 05 月 31 日法律第 037 号

資料－2

気象業務法（抜粋）

昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

気象業務法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによって、気象業務の健全な発達を図り、もって災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力をを行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3 この法律において「水象」とは、気象、地震又は火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

二 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報

三 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表

四 地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表

五 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表

六 前各号の業務を行うに必要な研究

七 前各号の業務を行うに必要な附帯業務

5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をするこ

とができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第十二条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十二条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。

4 気象庁は、水防法第十二条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。

5 第十三条第三項の規定は、第一項から第三項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

6 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなったときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するよう努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるよう努めなければならない。

4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるよう努めなければならない。

5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるよう努めなければならない。

6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなったときも同様とする。

2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。

4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

（予報業務の許可）

第十七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可是（以下この章において「許可」という。）は、予報予報業務の目的及び範囲（土砂崩れ、土石流及

び地滑りをいう。以下同じ。)、高潮、波浪又は洪水の予報の業務(以下「気象関連現象予報業務」という。)をその範囲に含む予報業務の許可にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別を含む。第十九条第一項及び第四十六条第三号において同じ。)を定めて行う。

3 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務(以下「特定予報業務」という。)をその範囲に含む予報業務の許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、第十九条の三の規定による説明を受けた者にのみ利用させるものに限られるものとする。

(警報の制限)

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、地震、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

昭和 25 年 7 月 30 日
茨城県条例第 34 号

茨城県水防協議会条例

第1条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 8 条第 5 項の規定に基づき県内の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため茨城県水防協議会(以下協議会という。)を設置する。

第2条 協議会は、会長 1 人及び委員 15 人以内で組織する。

2 知事は必要と認めたときは委員の外に顧問及び参与若干人をおくことができる。

3 顧問及び参与は関係行政機関の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから知事が命じ又は委嘱する。

4 顧問は会長の諮詢に応じて意見を述べ参与は協議会に出席し意見を述べることができる。

(平 25 条例 47・一部改正)

第3条 会長は協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故があるときは予め会長の指定した委員がその職務を代行する。

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間としそ他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

2 知事は特別の理由があると認めたときは前項の規定に拘わらずその任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

第5条 会長は会議を召集しその議長となる。

第6条 協議会は委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし可否同数のときは議長の決するところによる。

第7条 協議会に幹事及び書記各々若干人を置き会長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は会長の命を受け庶務を処理する。

3 書記は上司の命を受け庶務に従事する。

第8条 前各条に定めるものの外必要な事項は協議会に諮り知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 25 年条例第 47 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県水防協議会役員名簿

(令和6年4月1日)

区分	役職名	氏名
会長	茨城県知事	大井川 和彦
委員	茨城県議会土木企業立地推進委員会委員長	黒部 博英
"	茨城県市長会・町村会（土浦市長）	安藤 真理子
"	国土交通省関東地方整備局河川部長	矢崎 剛吉
"	陸上自衛隊施設学校長	圓林 栄喜
"	気象庁水戸地方気象台長	五味 孝夫
"	東日本電信電話株式会社茨城支店長	松木 裕人
"	稻敷地方広域市町村圏事務組合管理者	千葉 繁
"	株式会社茨城新聞社総務局人事部長	松本 理佳子
"	茨城県女性防火・防災クラブ連絡協議会会長	三次 雅子
"	日本赤十字社茨城県支部振興係長兼奉仕・青少年係長	中崎 節子
"	公益社団法人茨城県看護協会常任理事	樺谷 厚子
"	NPO法人茨城県防災士会女性部長	寺門 淳子
"	消防団等充実強化アドバイザー	山本 みゆき
"	茨城県警察本部長	一瀬 圭一
参与	国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長	佐近 裕之
"	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所長	青木 孝夫
"	国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長	山本 陽子
"	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長	飯野 光則
"	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長	小渕 康正
"	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長	小池 聖彦
"	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長	小川 一路
"	茨城県消防協会会长	葉梨 衛
"	茨城県防災・危機管理部長	山崎 剛
"	茨城県土木部長	田村 央
幹事	茨城県土木部灾害・防災対策監兼河川課長	矢内 勝浩

水防活動実施報告書

令和 年 月 日
作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時				至 月 日 時				
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人	人	人	人	人	人			
水防作業の概況及び工法	箇 所 m 工 法								
水防の結果	効果 被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畠 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	な わ					水防関係者の死傷			
	丸 太								
	その他					雨量水位の状況			
水防活動に関する自己批判備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

平成28年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・平成28年8月〇日～〇日)

○概要

〇〇市消防団は、平成28年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動実施箇所
地図

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輸工
〇〇地区の浸水被害

資料一5

(土木事務所長経由)

第 号
令和 年 月 日

茨城県知事殿

土木事務所長又は水防管理職氏名 ㊞

水防備蓄資器材の現況報告について

茨城県水防計画第9章第1節第3項に基づき令和 年 月 日目標記水防備蓄器材の現況を調査した結果下記のとおり確認したので報告いたします。

記

水防倉庫名				所在地名		市町 ○級河川〇〇川〇岸〇 ○ 大字〇字〇 郡 村				
水防備蓄資器材の現況	品 目	単位	数量	見積 金額	程度	品 目	単位	数量	見積 金額	程度
現況						計 ⑧				
	計 ⑨					合⑧+⑨				

- 注 1 県管理倉庫分は所轄土木事務所長が報告書を提出すること。
 2 程度は甲（十分使用に耐えるもの）、乙（更新を要するもの）に区分のこと。
 3 水防管理者は土木事務所用として写1部を添付提出のこと。
 4 土木事務所長は県管理分及び管内各管理団体分を一括して3月1日までに河川課長へ提出のこと。
 5 位置図（5万分の1）を付すること。
 6 程度乙の「更新を要するもの」については、更新のため新規購入の見積金額を見積金額の欄に記入すること。従って程度甲の場合は見積金額の記入は要しない。

資料-6

ダム放流等連絡系統

水 沼 ダ ム

通知の相手方

名 称	担当機関の名称	連 絡 方 法	備 考
土 木 部 長	土 木 部 河 川 課	電 話 F A X	029 (301) 4490 029 (301) 1374
高 萩 工 事 事 務 所 長	高 萩 工 事 事 務 所	〃	0293 (22) 2323 0293 (22) 5464
北 茨 城 市 長	北 茨 城 市 役 所	〃	0293 (43) 1111 0293 (43) 1108
北 茨 城 市 消 防 本 部 消 防 長	北 茨 城 市 消 防 本 部	〃	0293 (42) 0161 0293 (42) 0163
高 萩 警 察 署 長	高 萩 警 察 署	〃	0293 (24) 0110 0293 (24) 0110
J R 水 戸 支 社 長	J R 水 戸 土 木 技 術 センター	〃	029 (221) 2992 029 (228) 9651
華 川 小 学 校		〃	0293 (42) 0409 0293 (42) 7317
沿 川 住 民 等 一 般		サイレン、スピーカー 警 報 車	
東 京 発 電 (株) 茨 城 事 務 所 長	茨城事務所	電 話 • F A X	0294 (24) 5311 0294 (24) 5312

花 貫 ダ ム

通知の相手方

名 称	担当機関の名称	連 絡 方 法	備 考
土 木 部 長	土 木 部 河 川 課	電 話 F A X	029 (301) 4490 029 (301) 1374
高 萩 工 事 事 務 所 長	高 萩 工 事 事 勿 所	〃	0293 (22) 2323 0293 (22) 5464
高 萩 市 長	高 萩 市 役 所	〃	0293 (23) 2111 0293 (24) 0636
高 萩 警 察 署 長	高 萩 警 察 署	〃	0293 (24) 0110 0293 (24) 0110
高 萩 市 消 防 本 部 消 防 長	高 萩 市 消 防 本 部	〃	0293 (22) 0119 0293 (24) 3031
J R 水 戸 支 社 長	J R 水 戸 土 木 技 術 センター	〃	029 (221) 2992 029 (228) 9651
東 京 発 電 (株) 茨 城 事 業 所 長	茨 城 事 業 所	〃	0294 (24) 5311 0294 (24) 5312
沿 川 住 民 一 般		サイレン、スピーカー 警 報 車	

藤 井 川 ダ ム

通知の相手方

名 称	担当機関の名称	連 絡 方 法	備 考
国 土 交 通 省 常陸河川国道事務所長	常陸河川国道事務所	電 F A 話 X	029 (215) 9143 029 (240) 4087
土 木 部 長	土 木 部 河 川 課	〃	029 (301) 4490 029 (301) 1374
水 戸 土 木 事 務 所 長	水 戸 土 木 事 務 所	〃	029 (225) 4515 029 (225) 4517
水 戸 市 長	水 戸 市 役 所	〃	029 (232) 9152 029 (233) 0523
城 里 町 長	城 里 町 役 場	〃	029 (288) 3111 029 (288) 3113
水 戸 警 察 署 長	水 戸 警 察 署	〃	029 (233) 0110 029 (231) 2022
笠 間 警 察 署 長	笠 間 警 察 署	〃	0296 (73) 0110 0296 (73) 0153
水 戸 市 消 防 局 長	水 戸 市 消 防 局	〃	029 (221) 0111 029 (221) 0147
沿 川 住 民 一 般		サイレン、スピーカー 警 報 車	

竜 神 ダ ム

通知の相手方

名 称	担当機関の名称	連 絡 方 法	備 考
国 土 交 通 省 常陸河川国道事務所長	常陸河川国道事務所	電 F A 話 X	029 (215) 9143 029 (240) 4087
土 木 部 長	土 木 部 河 川 課	〃	029 (301) 4490 029 (301) 1374
常陸太田工事事務所長	常陸太田工事事務所	〃	0294 (80) 3364 0294 (80) 3368
常 陸 太 田 市 長	常 陸 太 田 市 役 所	〃	0294 (72) 3111 0294 (72) 3002
〃	常陸太田市水府支所	〃	0294 (85) 1111 0294 (85) 1149
〃	常陸太田市金砂郷支所	〃	0294 (76) 2111 0294 (76) 1617
太 田 警 察 署 長	常 陸 太 田 警 察 署	〃	0294 (73) 0110 0294 (73) 0110
常陸太田市消防本部 消 防 長	常陸太田市消防本部	〃	0294 (73) 0119 0294 (73) 3713
沿 川 住 民 一 般		サイレン、スピーカー 警 報 車	

飯 田 ダ ム

通知の相手方

名 称	担当機関の名称	連 絡 方 法	備 考
国 土 交 通 省 常陸河川国道事務所長	常陸河川国道事務所	電 F A 話 X	029 (215) 9143 029 (240) 4087
土 木 部 長	土 木 部 河 川 課	〃	029 (301) 4490 029 (301) 1374
水 戸 土 木 事 務 所 長	水 戸 土 木 事 務 所	〃	029 (225) 4515 029 (225) 4517
笠 間 市 長	笠 間 市 役 所	〃	0296 (77) 1101 0296 (78) 0612
笠 間 警 察 署 長	笠 間 警 察 署	〃	0296 (73) 0110 0296 (73) 0153
笠間市消防本部消防長	笠 間 市 消 防 本 部	〃	0296 (73) 0119 0296 (72) 9913
沿 川 住 民 一 般		サイレン、スピーカー 警 報 車	

十 王 ダ ム

通知の相手方

名 称	担当機関の名称	連 絡 方 法	備 考
土 木 部 長	土 木 部 河 川 課	電 F A 話 X	029 (301) 4490 029 (301) 1374
高萩工事事務所長	高萩工事事務所	〃	0293 (22) 2323 0293 (22) 5464
日 立 市 長	日 立 市 役 所	〃	0294 (22) 3111 0294 (21) 7000
日 立 警 察 署 長	日 立 警 察 署	〃	0294 (22) 0110 0294 (24) 2162
日 立 市 消 防 本 部 警 防 課 長	日立市消防本部警防課	〃	0294 (24) 0119 0294 (22) 0119
J R 水 戸 支 社 長	J R 水 戸 土 木 技 術 センター	〃	029 (221) 2992 029 (228) 9651
日 立 市 企 業 局 上下水道部浄水課長	森 山 浄 水 場	〃	0294 (52) 3628 0294 (52) 2555
沿 川 住 民 一 般		サイレン、スピーカー 警 報 車	

小　山　ダ　ム

通知の相手方

名 称	担当機関の名称	連 絡 方 法	備 考
土 木 部 長	土 木 部 河 川 課	電 話 F A X	029 (301) 4490 029 (301) 1374
高 萩 工 事 事 務 所 長	高 萩 工 事 事 務 所	〃	0293 (22) 2323 0293 (22) 5464
高 萩 市 長	高 萩 市 役 所	〃	0293 (23) 2111 0293 (24) 0636
北 茨 城 市 長	北 茨 城 市 役 所	〃	0293 (43) 1111 0293 (43) 1108
高 萩 警 察 署 長	高 萩 警 察 署	〃	0293 (24) 0110 0293 (24) 0110
高 萩 市 消 防 本 部 消 防 長	高 萩 市 消 防 本 部	〃	0293 (22) 0119 0293 (24) 3031
北 茨 城 市 消 防 本 部 消 防 長	北 茨 城 市 消 防 本 部	〃	0293 (42) 0161 0293 (43) 2690
J R 水 戸 支 社 長	J R 水 戸 土 木 技 術 センター	〃	029 (221) 2992 029 (228) 9651
東 京 発 電 (株) 茨 城 事 業 所 長	茨 城 事 業 所	〃	0294 (24) 5311 0294 (24) 5312
沿 川 住 民 一 般		サイレン、スピーカー 警 報 車	

茨城県土砂災害警戒情報に関する実施要領

茨城県防災・危機管理部及び土木部と水戸地方気象台は、「茨城県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定（平成19年6月1日 締結）」（以下「協定」という。）に基づき、茨城県土砂災害警戒情報について次のとおり実施要領を定める。

1. 土砂災害警戒情報に関する業務の作業場所及び連絡先

協定第2項の実施要領で定める土砂災害警戒情報に関する業務の作業場所及び連絡先は次の表のとおりとする。相互の連絡や資料の交換等には、茨城県と水戸地方気象台間に接続された情報処理システム又は電話・ファックスを用いるものとする。

発表作業担当部署	作業場所と連絡先
茨城県土木部	河川課水防災・砂防対策室 連絡責任者 水防災・砂防対策室長 電話 029-301-4480 ファックス 029-301-4499
気象庁水戸地方気象台	水戸地方気象台観測予報業務室 連絡責任者 観測予報管理官 電話 029-224-1105 ファックス 029-221-1208

2. 土砂災害警戒情報に関する業務を行う際の資料の交換等

協定第3項の実施要領で定める交換する資料の種類は、付表1とする。

3. 土砂災害警戒情報に関する作業の開始及び終了

協定第4項の実施要領で定める作業の開始及び終了については、以下のとおりとする。

- (1) 土砂災害警戒情報に関する作業の開始は、次項で示す警戒基準に達したときとする。なお、迅速かつ確実な作業の開始を図るため、通常勤務時間帯に限らず休日・夜間等においても事前に降雨の推移や土砂災害に関する密接な情報共有等を行うものとし、必要に応じて本要領第1項で定める連絡責任者の協議により作業開始に係る待機・準備の体制を構築するものとする。
- (2) 土砂災害警戒情報に関する作業の終了は、次項に示す警戒解除基準に従って発表対象地域全域の警戒を解除する情報を発表したときとする。

4. 土砂災害警戒情報の発表基準

協定第5項の実施要領で定める土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準から成り、それぞれ以下のとおりとする。

- (1) 警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて付図1で示す基準に達したときとする。警戒基準に達した場合は、茨城県土木部と水戸地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表するものとする。

- (2) 警戒解除基準は、付図1で示す基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には茨城県土木部と水戸地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壤の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することができる。
- (3) 地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、茨城県土木部と水戸地方気象台は別添資料に示す「地震等発生時の暫定基準」に基づき、暫定基準を用いるものとする。

5. 土砂災害警戒情報の発表

協定第6項の実施要領で定める土砂災害警戒情報の形式は、以下の内容を踏まえたものとする。

また、土砂災害警戒情報の起案は、水戸地方気象台が行い、情報処理システムを用いて茨城県土木部はその内容を確認し、双方密接な連絡・調整のもと、速やかな発表に努める。

また、気象状況が急変した場合等様々な状況においても土砂災害警戒情報を速やかに発表できるよう、平時から、土砂災害警戒情報の発表を優先して作業を迅速化する場合の作業内容、手順について、茨城県土木部及び水戸地方気象台の間で確認を行うとともに、それぞれの機関においても、作業を迅速化する場合の作業内容、手順を確認しておくものとする。

なお、情報処理システム等の障害が発生した場合は、本要領第7項の「情報処理システム等障害時の措置」に基づいて発表するものとする。

- (1) 土砂災害警戒情報の内容は、タイトル、情報番号、発表時間、発表者名、警戒対象地域名、警戒解除地域名、警戒文、警戒対象市町村を示す地図からなり、例示を付図2に示す。
- (2) 情報番号は、一連の降雨を対象とした最初の発表を第1号とし、全ての発表対象地域全域の警戒を解除する情報まで連続番号を用いるものとする。
- (3) 発表対象地域名は、付表2に示す名称を用いるものとする。

6. 土砂災害警戒情報の伝達

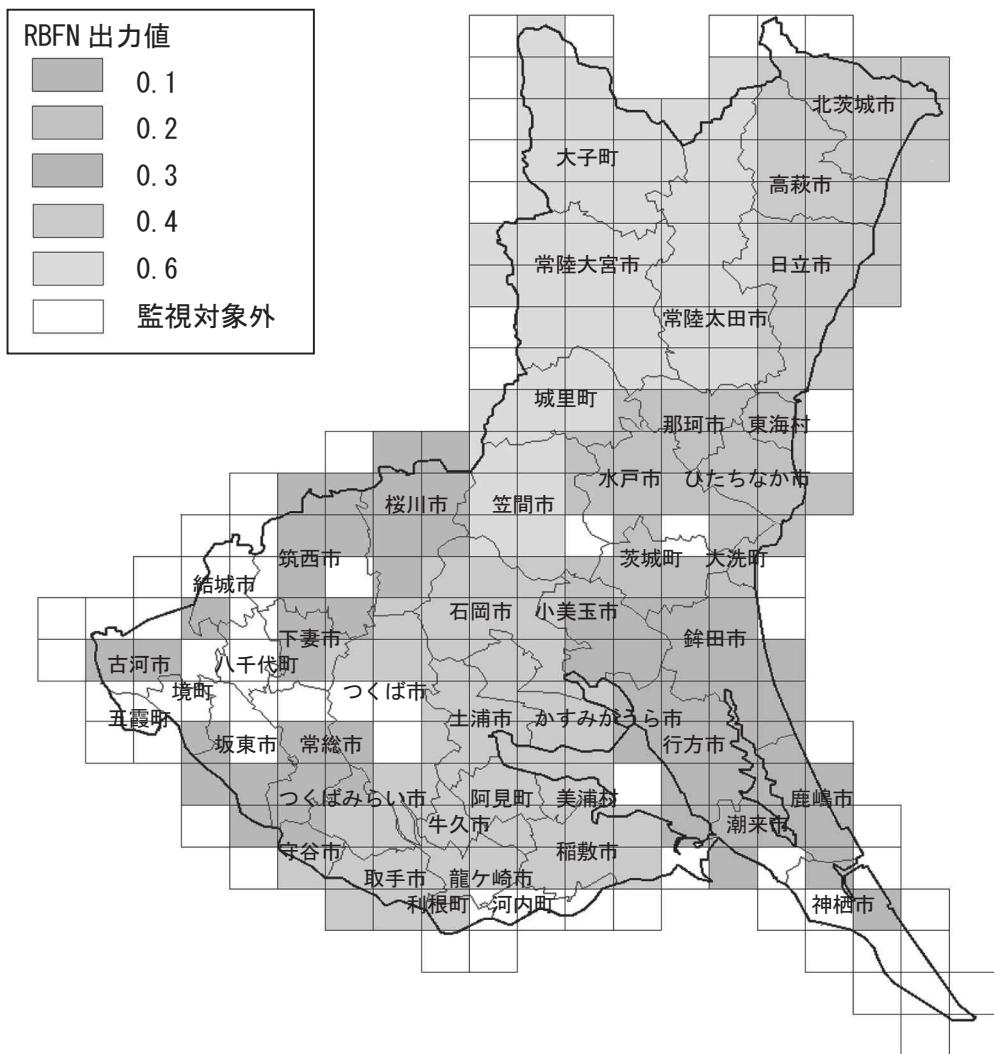
協定第7項の実施要領で定める土砂災害警戒情報の伝達先、伝達方法及び担当部署は、それぞれ付表3、付図3とする。

7. 情報処理システム等障害時の措置

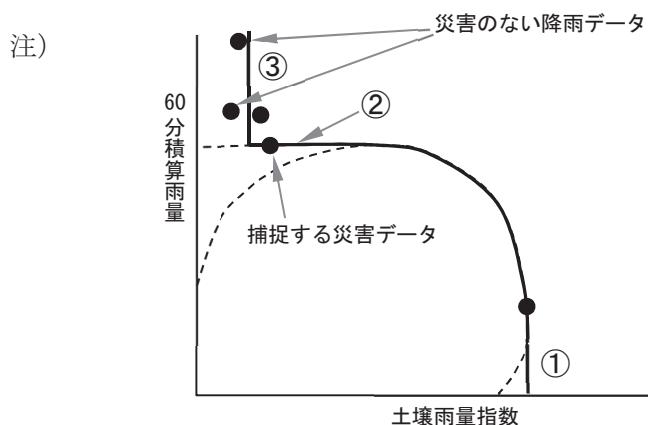
協定第8項の実施要領で定める情報処理システム等の障害時における作業の要領については、以下のとおりとする。

- (1) 茨城県土木部と水戸地方気象台は、土砂災害警戒情報を作成するために必要な付表4の資料を適宜、ファックス又は電話等により交換する。
- (2) 土砂災害警戒情報は、付図2に例示した形式を用いる。ただし、迅速な土砂災害警戒情報の作成が困難になった場合は、迅速な発表を優先して、茨城県土木部と水戸地方気象台の合意の基で付図2の図の部分を省いた形式で発表してもよい。
- (3) (2)で作成した土砂災害警戒情報は、茨城県防災・危機管理部、土木部及び水戸地方気象台が付表3に定める伝達先へ確実に伝達する。
- (4) 障害等の発生により、水戸地方気象台で業務継続が不可能となった場合の業務代行については、付表5に示す官署が行う。

付図1 茨城県監視基準



注) いずれの市町村についても、①最大土壤雨量指数値となる 60 分間積算雨量値以下の 60 分間積算雨量範囲については当該最大土壤雨量指数値を、②最大 60 分間積算雨量値となる土壤雨量指数値以下の土壤雨量指数範囲については当該最大 60 分間積算雨量値を、その基準とする。ただし、③夕立などの突発的な短時間強雨による空振りをなくすため、メッシュ毎に土壤雨量指数の下限値を設定した。



付図2 土砂災害警戒情報（例）

茨城県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇年〇月〇日 〇時〇分
茨城県 水戸地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

水戸市 日立市 土浦市 石岡市 常陸太田市 笠間市 つくば市 ひたちなか市
那珂市 かすみがうら市* 桜川市 城里町 東海村

【警戒解除地域】

大子町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

<概況>

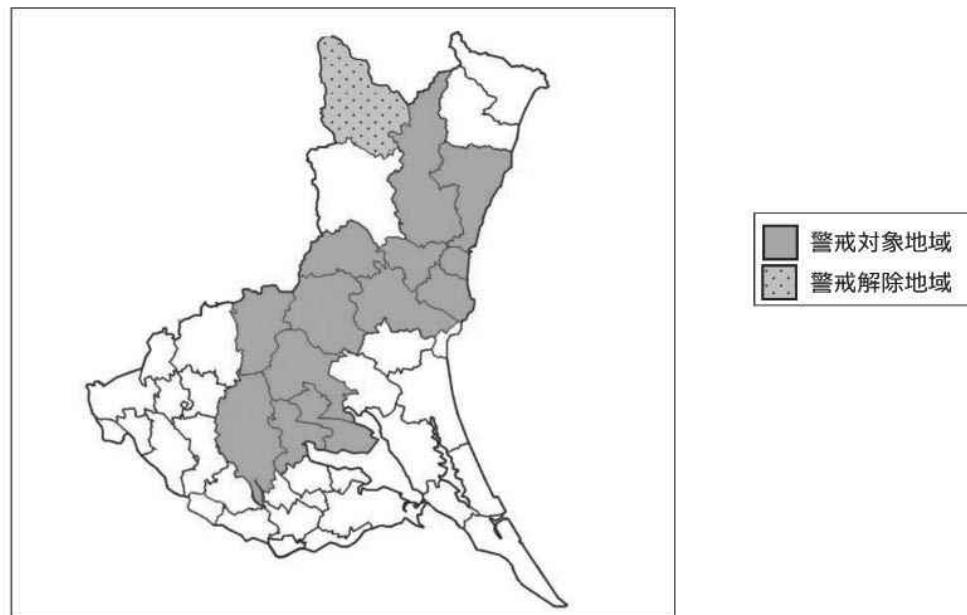
降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町村から発令される避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。

【補足情報】

市町村内で危険度が高まっている区域は、茨城県や気象庁のホームページ等でも確認できます。茨城県「土砂災害警戒情報システム」、気象庁「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」



問い合わせ先

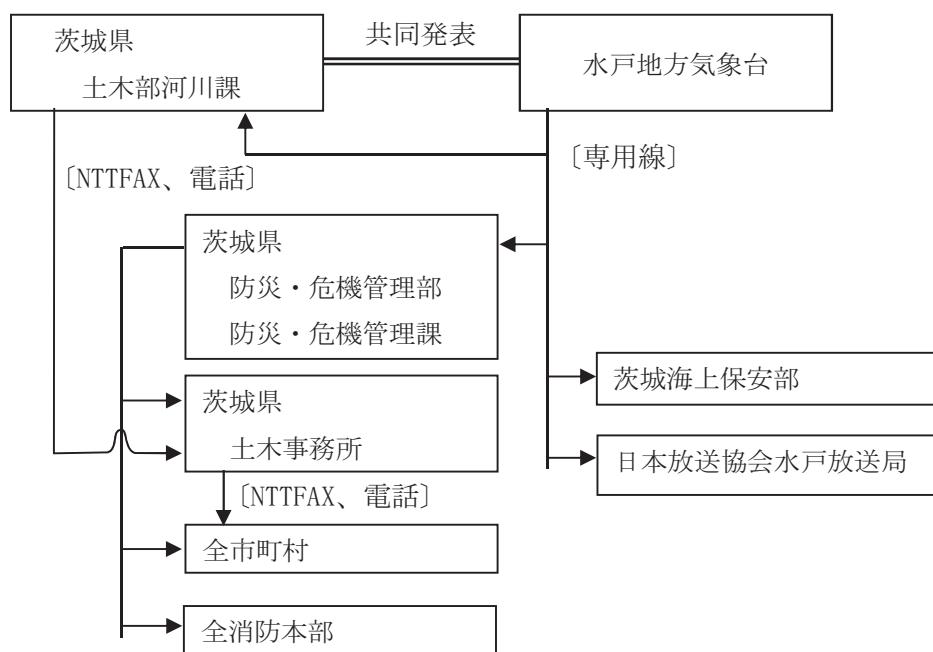
029-301-4480 (茨城県河川課水防災・砂防対策室)

<https://www.dosya.kasen.pref.ibaraki.jp/dosya/>

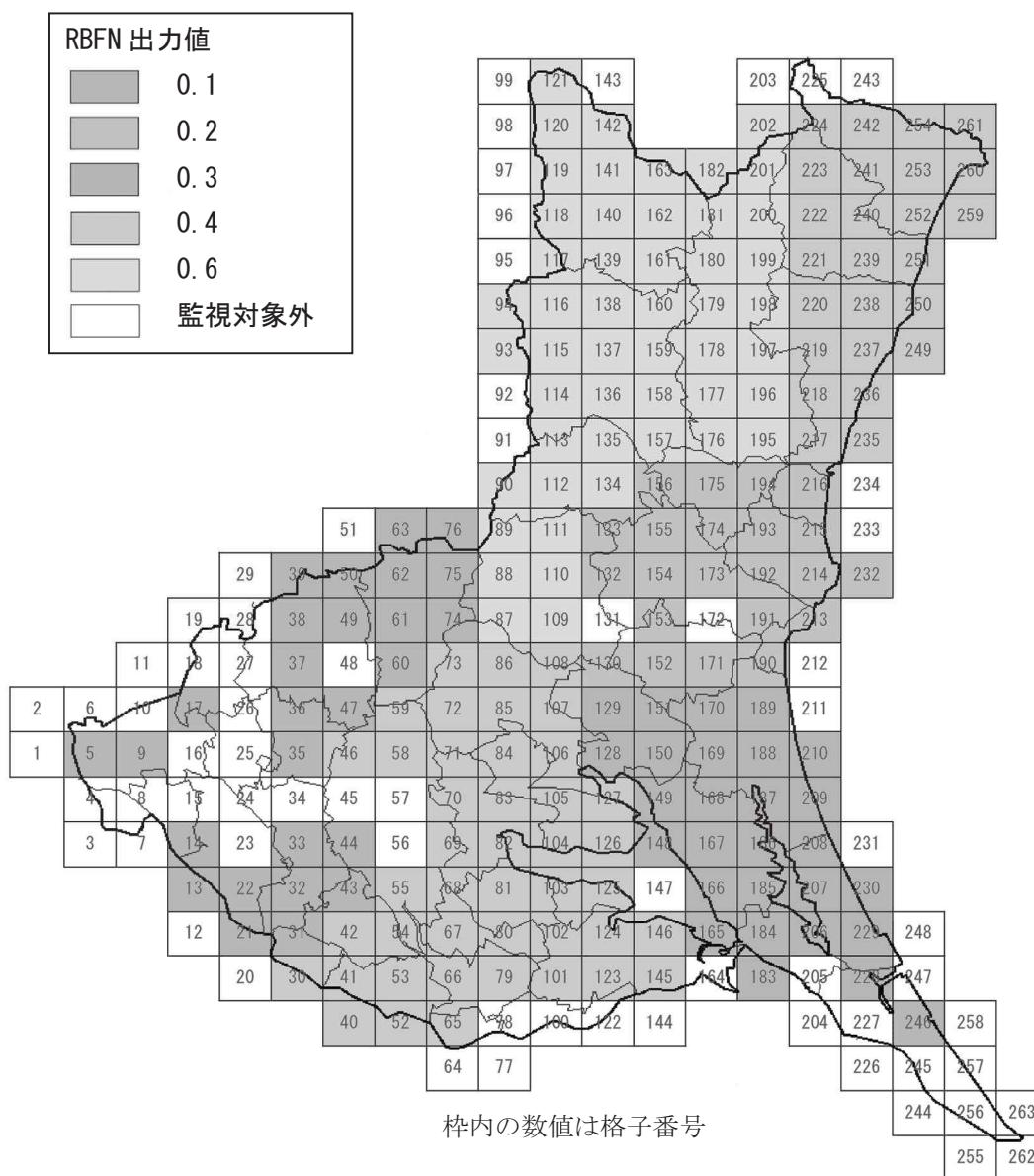
029-224-1105 (水戸地方気象台)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>

付図3 土砂災害警戒情報の伝達系統図



付図4 茨城県監視基準（図表形式）



付表 1 交換する資料の種類

資料の種類	資料の提供頻度等
茨城県から水戸地方気象台に送付する資料	
茨城県で収集した雨量観測データ	データの発生頻度に合わせて提供
水戸地方気象台から茨城県に送付する資料	
大雨特別警報、大雨警報及び大雨注意報	随時提供
気象情報	大雨、台風、低気圧、梅雨等、土砂災害に関係のあるものを随時提供
降水量解析値 ・10分間降水量解析値 ・1時間降水量解析値	・10分毎、1kmメッシュ ・10分毎、1kmメッシュ
降水量予測値 ・ナウキャスト型 10分間降水量予測値 ・速報版 1時間降水量予測値	・10分毎、1kmメッシュ、1時間先までの予測値 ・10分毎、1kmメッシュ、6時間先までの予測値
土壤雨量指数実況値(1kmメッシュ)	10分毎、1kmメッシュ (土壤雨量指数、第一タンク値、第二タンク値の3種類)
土壤雨量指数予想値(3時間まで・1kmメッシュ) 土壤雨量指数予想値(3時間以降・1kmメッシュ)	10分毎、1kmメッシュ、1時間間隔で1~6時間先まで(土壤雨量指数、第一タンク値、第二タンク値の3種類)
土砂災害警戒判定メッシュデータ	10分毎、1kmメッシュ

付表2 土砂災害警戒情報の発表対象地域名

発表対象地域コード	発表対象地域名	読み仮名
0820100	水戸市	みとし
0820200	日立市	ひたちし
0820300	土浦市	つちうらし
0820400	古河市	こがし
0820500	石岡市	いしおかし
0820700	結城市	ゆうきし
0820800	龍ヶ崎市	りゅうがさきし
0821000	下妻市	しもつまし
0821100	常総市	じょうそうし
0821200	常陸太田市	ひたちおおたし
0821400	高萩市	たかはぎし
0821500	北茨城市	きたいばらきし
0821600	笠間市	かさまし
0821700	取手市	とりでし
0821900	牛久市	うしくし
0822000	つくば市	つくばし
0822100	ひたちなか市	ひたちなかし
0822200	鹿嶋市	かしまし
0822300	潮来市	いたこし
0822400	守谷市	もりやし
0822500	常陸大宮市	ひたちおおみやし
0822600	那珂市	なかし
0822700	筑西市	ちくせいし
0822800	坂東市	ばんどうし
0822900	稲敷市	いなしきし
0823000	かすみがうら市	かすみがうらし
0823100	桜川市	さくらがわし
0823200	神栖市	かみすし
0823300	行方市	なめがたし
0823400	鉾田市	ほこたし
0830200	茨城町	いばらきまち
0823600	小美玉市	おみたまし
0830900	大洗町	おおあらいまち
0831000	城里町	しろさとまち
0834100	東海村	とうかいむら
0836400	大子町	だいごまち
0844200	美浦村	みほむら
0844300	阿見町	あみまち
0823500	つくばみらい市	つくばみらいし
0856400	利根町	とねまち

付表3 土砂災害警戒情報の伝達先等

伝達先	伝達方法	担当部署
茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課	専用回線	水戸地方気象台
全市町村	専用回線	茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課
	ファックス 電話	茨城県土木事務所
全消防本部	専用回線	茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課
茨城県土木事務所	専用回線	茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課
	ファックス 電話	茨城県土木部河川課
茨城海上保安部	専用回線	水戸地方気象台
日本放送協会水戸放送局	専用回線	水戸地方気象台

付表4 情報処理システム障害時に交換する資料の種類

茨城県から水戸地方気象台に送付する資料	
資料の種類	資料の提供頻度等
茨城県で収集した雨量観測データ	状況に応じて適宜送付
水戸地方気象台から茨城県に送付する資料	
資料の種類	資料の提供頻度等
大雨特別警報、大雨警報及び大雨注意報	随時提供
気象情報	大雨、台風、低気圧、梅雨等、土砂災害に関係あるものを随時提供
降水量解析値 ・1時間降水量解析値	状況に応じて適宜送付
降水量予測値 ・速報版 1時間降水量予測値	状況に応じて適宜送付
土壤雨量指数実況値	状況に応じて適宜送付
土壤雨量指数予想値	状況に応じて適宜送付

付表5 業務を代行する官署

業務を代行する官署	作業場所と連絡先
気象庁大気海洋部予報課	気象防災オペレーションルーム 連絡責任者 気象監視・警報センター所長 電話 03-3584-8631 ファックス 03-3434-9103

※気象庁側の障害規模に応じて上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、気象庁側から茨城県に対し連絡するものとする。

【別添資料】

地震等発生時の暫定基準

1. 暫定基準を設定する事象

- ・震度5強以上の地震が発生した場合、茨城県と水戸地方気象台は協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合、茨城県と水戸地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をすることとする。
ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。

2. 暫定基準設定時の発表対象地域

暫定基準による発表対象地域は、通常基準の運用時と同様とする。なお、事象の範囲が市町村等の発表単位の一部地域のみ（島嶼部など）の場合は、市町村等の発表単位の一部地域を対象として暫定基準を適用することとし、土砂災害警戒情報の発表方法や地域の名称について、別途協議を行うものとする。

3. 暫定基準の設定手順

暫定基準については、地震等発生後に速やかに実施する事項（以下「措置1」という。）と、被害状況の把握等を行ってから執るべき事項（以下「措置2」という。）に設定手順を分け、それぞれ設定方法を定めることとする。別図1に暫定基準設定に係る作業フローを示す。

（1）「措置1」：地震など発生後に速やかに実施する事項

発生した事象（震度5強以上の地震）が、暫定基準の設定対象であって、降雨が予想される等、早急に暫定基準を設定すべき状況であると判断した場合には、以下による措置を行う。

①適用する暫定基準

地震発生の場合は、原則として別図2に示す暫定基準を適用する。その他事象（震度5強以上の地震以外の事象）の場合は、茨城県と水戸地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をする。

②適用区域

以下の条件を満たした市町村等の発表単位に対して暫定基準を適用する。

- ・ 地震発生の場合には、震度5強以上が観測された市町村を対象とする。
- ・ その他事象の場合は、被害状況等から、影響を受けるおそれがある市町村を対象とする。

③暫定基準の適用に関する留意事項

土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する（別図3）。暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

(2) 「措置2」：被害状況等の把握を行ってから執るべき事項

措置1により暫定基準を設定した後、降雨等による土砂災害の発生状況等を勘案して、暫定基準の見直しまたは廃止が必要と判断される場合には、以下の手順に従い、茨城県と水戸地方気象台が協議し、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、大雨警報(土砂災害)の暫定基準の運用との整合に留意する。

①暫定基準見直しの際の検討区域の設定

暫定基準の見直しは、土砂災害に対して概ね同様の特性を有していると判断した区域をまとめて検討する(以下、「検討区域」という)ことを基本とする。

なお、検討区域に通常基準で運用している区域が含まれる場合は、その区域を除外して検討する。

また、異なる暫定基準の区域が混在している場合は別々の検討区域として検討を行う。

②地震により発生した崩壊・斜面変状の有無に応じた考え方

①で定めた検討区域内において、地震により発生した崩壊・斜面変状の有無により、以下(a)(b)のとおり、暫定基準見直しの考え方を使い分ける。崩壊・斜面変状の有無は、地震後に実施した土砂災害危険箇所の緊急点検の結果等を参考にする。緊急点検の結果は、概ね以下の3区分に分類される。

○分類A：変状が大きく、緊急的な工事等を行う必要がある箇所

○分類B：変状が軽微で、詳細調査の実施後、必要に応じて工事等を行う箇所

○分類C：変状が無く、当面、工事等を行う必要がない箇所

以下、「まとめた数の崩壊・斜面変状箇所」とは、上記分類AまたはBの箇所が検討区域内にまとまってある箇所をいう。

なお、点検結果の分類がA及びBの箇所について工事等の対策が完了した場合は、分類Cの箇所と同等に扱ってよいものとする。

(a) まとめた数の崩壊・斜面変状箇所がない場合

i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊または崩壊・斜面変状発生箇所の崩壊・変状の拡大(以下、「新たな崩壊等」という)が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げる。

暫定基準の引き上げ幅は、震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準→通常基準の各段階を基本とする。

暫定基準を上回る降雨の複数回の経験は、検討区域内の同一箇所で経験する必要はないが、1回の降雨で検討区域内の複数の箇所で基準を上回る降雨を経験した場合には、1回の経験と見なす。1回の降雨とは、一連の土砂災害警戒情報の発表期間を原則とする。

ア. 新たな崩壊等が発生した場合

新たな崩壊等の発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未満の降雨であった場合は、あらためて暫定基準を上回る降雨を複数回経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。新たな崩壊等の発生箇所周辺とは、新たな崩壊等が確認された箇所を含む5kmメッシュ及びこれを囲む8メッシュを指す。

イ. 暫定基準適用後に新たに震度5強以上の地震が発生した場合

新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げる場合は、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

ii 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、新たな崩壊等が確認されない場合は、通常基準に戻す。

(b) まとめた数の崩壊・斜面変状箇所がある場合

i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内の崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊等が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げる。

暫定基準の引き上げ幅は、震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準→通常基準の各段階を基本とする。

検討区域内の崩壊・斜面変状発生箇所周辺とは、崩壊・斜面変状が確認された箇所を含む5kmメ

ツシュ及びこれを囲む8メッシュを指す。

暫定基準を上回る降雨の複数回の経験は、検討区域内の同一の崩壊・斜面変状発生箇所周辺で経験する必要はないが、1回の降雨で検討区域内の複数の崩壊・斜面変状発生箇所周辺で基準を上回る降雨を経験した場合には、1回の経験とみなす。1回の降雨とは、一連の土砂災害警戒情報の発表期間を原則とする。

ア. 新たな崩壊等が発生した場合

崩壊・斜面変状発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未満の降雨であった場合は、あらためて崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。

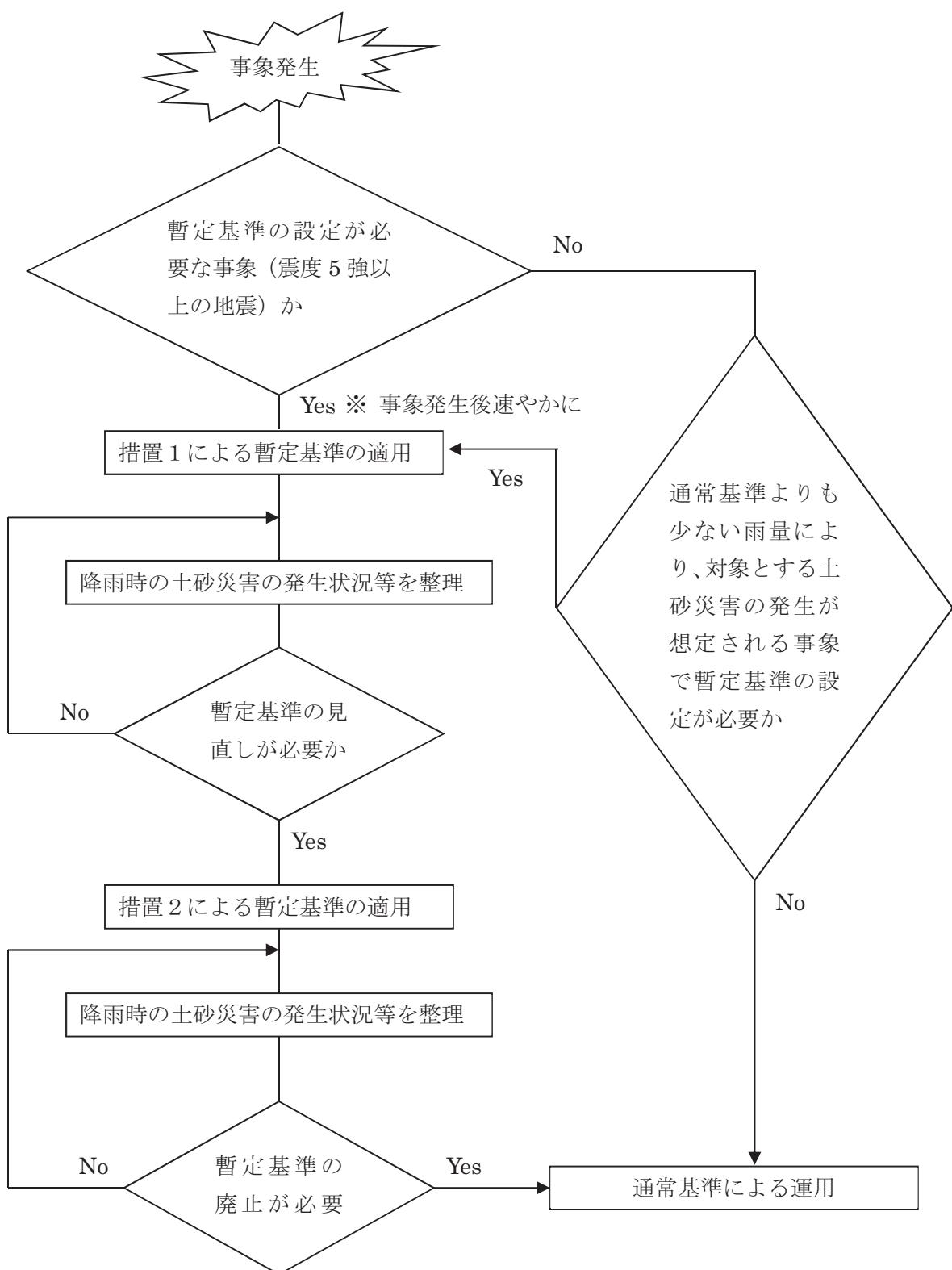
イ. 暫定基準適用後に新たに震度5強以上の地震が発生した場合

新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げる場合は、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

ii 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、検討区域内に新たな崩壊等が確認されない場合は、暫定基準を一段階(震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準、震度5強の暫定基準→通常基準)引き上げる。

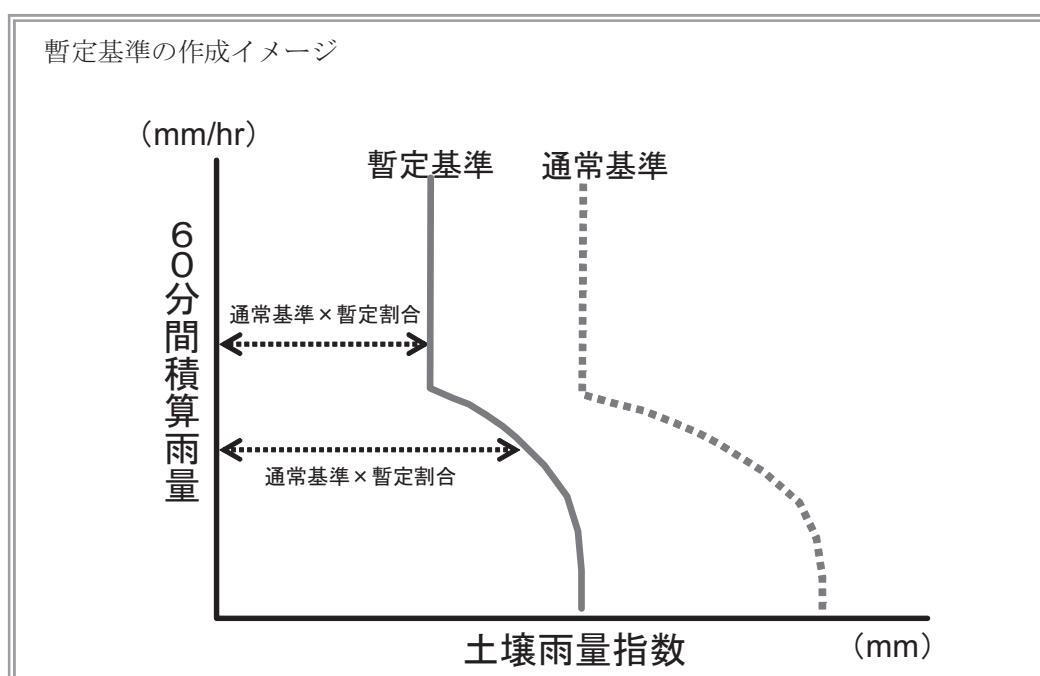
別図1 暫定基準設定に係る作業フロー



別図2 地震時の暫定基準

状況 種別	暫定割合（通常基準に乘じる割合）	
	地震	
	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
	8割※	7割※

※ 通常基準の土壤雨量指数に乘じる割合



別図3 土砂災害警戒情報への記載（例）

茨城県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇年〇月〇日 〇時〇分
茨城県 水戸地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

水戸市 日立市 土浦市 石岡市 常陸太田市 笠間市 つくば市 ひたちなか市
那珂市 かすみがうら市* 桜川市 城里町 東海村

【警戒解除地域】

大子町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

<概況>

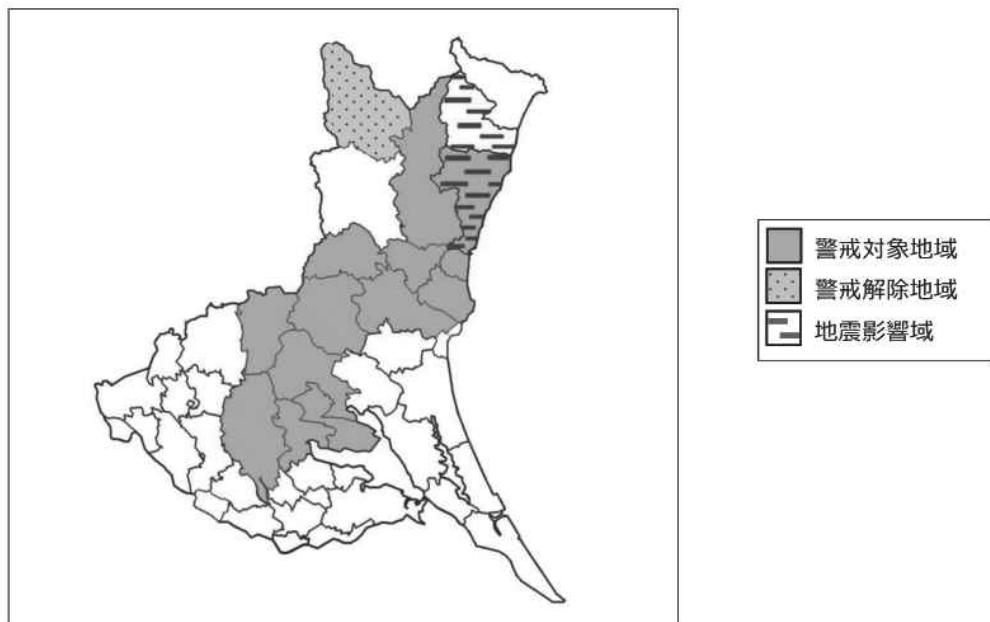
降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町村から発令される避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。

【補足情報】

市町村内で危険度が高まっている区域は、茨城県や気象庁のホームページ等でも確認できます。茨城県「土砂災害警戒情報システム」、気象庁「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」



問い合わせ先
029-301-4480（茨城県河川課水防災・砂防対策室）
<https://www.dosya.kasen.pref.ibaraki.jp/dosya/>
029-224-1105（水戸地方気象台）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>

資料-8

茨城県防災行政無線及び水防無線運営要綱

(昭和59年3月12日制定)

全部改正 昭和60年3月1日

一部改正 平成元年5月22日

一部改正 平成5年4月1日

一部改正 平成13年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県防災行政無線(以下「防災行政無線」という。)及び茨城県水防無線(以下「水防無線」という。)の適正な運営を図ることを目的として当該無線の設置、管理及び通信の運用に関し、電波法(昭和25年法律第131号、以下「法」という。)及びこれに基づく命令並びに地域衛星通信ネットワーク契約約款に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 衛星地球局 地域衛星通信ネットワークの構成機関で、衛星による通信のほか、アナログ映像及びデジタル画像を送受信することができる無線局をいう。
- (2) V S A T局 地域衛星通信ネットワークの構成機関で、衛星による通信のほか、アナログ映像の受信ができる無線局をいう。
- (3) 可搬型衛星地球局 県庁に常置し、災害が発生又は発生するおそれがある場合に災害現地等から衛星を通して電話、ファクシミリ及びデジタル画像を送信できる設備をいう。
- (4) 統制局 県庁に設置する多重無線局及び衛星地球局で、防災行政無線及び水防無線の通信の運用(以下「通信の運用」という。)を総合的に統制するものをいう。
- (5) 支部局 地方総合事務所に設置する多重無線局及びV S A T局をいう。
- (6) 土木局 土木事務所に設置する多重無線局及びV S A T局をいう。
- (7) 中継局 専ら通信の中継のために設置する無線局をいう。
- (8) 端末局 県出先機関(地方総合事務所及び土木事務所を除く。)、市町村、消防本部及び防災関係機関に設置するV S A T局及び有線回線又はV S A T局のみの無線局をいう。
- (9) 有線端末局 支部局又は土木局から有線回線により、延長接続された箇所をいう。
- (10) 全県移動基地局 統制局及び中継局に設置する無線局で、全県移動局を通信相手とするものをいう。
- (11) 全県移動局 統制局、支部局等に常置する無線局で、県内を移動範囲とするものをいう。
- (12) 限定地区移動基地局 土木事務所、港湾事務所及びダム管理所に設置する無線局で、当該機関の管内を移動範囲とする移動局を通信相手とするものをいう。
- (13) 限定地区移動局 土木事務所、港湾事務所及びダム管理所に常置する無線局で、限定地区移動基地局又は、限定地区移動局を通信相手とするものをいう。
- (14) 限定地区移動系 限定地区移動基地局と限定地区移動局との間及び限定地区移動局相互間の移動通信系をいう。
- (15) テレメータ系 電波を利用して、水位、雨量及び潮位等を測定するための固定通信系をいう。
- (16) 中央監視局 統制局に併設するテレメータ系の無線局で、水位、雨量及び潮位等の測定結果を収集、処理し同時に配信するものをいう。
- (17) 監視局 テレメータ系の無線局で、水位の測定結果を収集し、同時に中央監視局へ送信するものをいう。
- (18) 雨量観測局「A」 雨量観測点の端末局に設置するテレメータ系の端末設備で、雨量を測定し中央監視局に送信するとともに、中央監視局が収集、処理したデータを選択受信するものをいう。
- (19) 雨量観測局「B」 雨量観測点に設置するテレメータ系の無線局で、雨量を測定し中央監視局へ送信するものをいう。
- (20) 水位観測局 水位観測点に設置するテレメータ系の無線局で、水位を測定し中央監視局又は監視局へ送信するものをいう。
- (21) 潮位気象観測局 潮位観測点に設置するテレメータ系の無線局で、潮位等を測定し中央監視局へ送信するとともに、中央監視局が収集、処理したデータを選択受信するものをいう。

(22) テレメータ中継局 専らテレメータ系の中継のために設置する無線局をいう。

(23) 多重無線局 統制局、中継局、支部局及び土木局に設置する無線局をいう。

(24) 無線局等 無線局、有線端末局及び雨量観測局「A」をいう。

(無線局等の設置)

第3条 無線局等の区分、呼出名称及び設置（移動局にあっては、常置）の場所は、別表のとおりとする。

(統制管理者及び副統制管理者)

第4条 統制局に統制管理者及び副統制管理者を置く。

2 統制管理者には、茨城県防災・危機管理部長の職にある者をもって充てる。

3 副統制管理者には、茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長（以下「防災・危機管理課長」という。）及び茨城県土木部河川課長（以下「河川課長」という。）の職にある者をもって充てる。

4 統制管理者は、防災行政無線及び水防無線の管理及び通信の運用を統括する。

5 防災・危機管理課長の職にある者をもって充てる副統制管理者は、テレメータ系及び限定地区移動系を除く無線局等について、河川課長の職にある者をもって充てる。副統制管理者は、テレメータ系及び限定地区移動系の無線局等について統制管理者を補佐し、統制管理者に事故あるときは、その職務を代行する。

(通信管理者)

第5条 無線局等に通信管理者を置く。

2 通信管理者には、次の名号に掲げる無線局等の区分に応じ、当該名号に掲げる者をもって充てる。

(1) 統制局及び中継局 防災・危機管理課長がその職員のうちから指名した者。

(2) 支部局 当該機関の長がその職員のうちから指名した者。

(3) 端末局、有線端末局及び限定地区移動基地局 当該機関の長がその職員のうちから指名した者。

(4) 全県移動局、地区移動局及び限定地区移動局 移動局を常置する無線局の通信管理者。

(5) 中央監視局及びテレメータ中継局 河川課長がその職員のうちから指名した者。

(6) 監視局及び雨量観測局「A」 当該端末局の通信管理者。

(7) 水位観測局及び雨量観測局「B」 当該無線局の設置場所を管轄区域とする土木事務所長がその職員のうちから指名した者。

(8) 潮位気象観測局 当該港湾事務所長がその職員のうちから指名した者。

3 通信管理者は、当該無線局等の管理及び通信の運用に関する事務を掌理する。

(運用責任者)

第5条の1 V S A T 局のみの機関においては、電波法第39条関連に基づき、無線従事者の配置及び業務書類等の備え付けが不要であることから、衛星通信設備の管理及び通信の運用に関する事務を掌理する運用責任者を置く。なお、運用責任者（正・副）は、当該機関の長が指名した者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線局等に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者には、次の各号に掲げる無線局等の区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。この場合において有線端末局、移動局及び雨量観測局「A」以外の無線局にあっては、無線従事者の資格を有する者でなければならない。

(1) 統制局及び中継局 防災・危機管理課長がその職員のうちから指名した者。

(2) 中央監視局及びテレメータ中継局 河川課長がその職員のうちから指名した者。

(3) 前各号以外の無線局等 通信管理者がその職員のうちから指名した者。

3 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け、その属する無線局等の管理及び通信の運用に関する事務を処理し、併せて当該無線設備の操作を行う。

(通信取扱者)

第7条 防災行政無線及び水防無線を使用する者（以下「通信取扱者」という。）は、無線局等が設置されている機関の職員でなければならない。

(無線局等の維持管理)

第8条 統制管理者は、無線局の機能が十分発揮できるよう維持管理しなければならない。

2 通信管理者又は運用責任者は、別に定める「茨城県防災行政無線及び水防無線保全要領」に基づき無線設備の保全を行わなければならない。

3 通信管理者又は運用責任者は、その属する無線局等の故障により2時間以上通信の運用を停止したときは、速やかにその旨を統制管理者に報告するものとする。

4 通信管理者又は運用責任者は、その属する無線局等の設置者所を変更しようとするときは、6か月前までにその旨を統制管理者に報告するものとする。

5 通信取扱責任者は、無線局等の故障又は通信運用上の支障を生じたときは、その属する通信管理者に報告するとともに、統制局又は中央監視局の通信管理者に連絡するものとする。

(通信事項)

第9条 防災行政用無線局相互間の通信は、防災行政及び一般行政事務について行い、水防用無線局相互間の通信及び防災行政用無線局と水防用無線局間の通信は、水防事務について行うものとする。

(通信の運用)

第10条 通信の運用は、茨城県防災行政無線及び水防無線通信運用要領に基づき、統制管理者又は通信管理者の管理のもとに行い、これを濫用してはならない。

(運用時間)

第11条 無線局等の運用時間は、常時とする。

(通信時間)

第12条 通信時間は、原則として1回につき、5分以内とする。

(通信の種別)

第13条 通信の種別は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急通信 災害その他特に緊急を要するとき、他の通信に優先して行う通信をいう。
- (2) 普通通信 緊急通信以外の通信をいう。
- (3) 一斉通信 2以上の無線局等（テレメータ系を除く）に対して同時に一方的に行う通信をいう。
- (4) 個別通信 無線局等において個別に行う通信をいう。
- (5) 観測通信 定時又は任意に水位、雨量及び潮位等の測定並びに収集、処理したデータの配信を行うための通信をいう。

(通信の制限)

第14条 統制管理者は、災害その他特に緊急を要する場合で必要と認めたときは、通信を制限してこれを統制（以下「通信統制」という。）することができる。

2 統制管理者又は通信管理者は、通信統制を開始しようとするとき又は解除したときは、その旨を関係無線局等に周知するものとする。

(通信の手続)

第15条 通信取扱者は、次の名号に掲げる通信を行う場合は、それぞれ当該名号に定める者の承認を得ねばならない。

- (1) 統制局から発信する緊急通信及び一斉通信にあたっては、統制管理者
 - (2) 支部局及び土木局から発信する緊急通信にあつては、当該無線局の通信管理者
 - (3) 端末局又は有線端末局から発信する緊急通信にあつては、当該無線局等の通信管理者又は運用責任者
- （非常時の通信体制の確保）

第16条 通信管理者又は運用責任者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、通信確保のための必要な要員及び電源の確保等の措置をとるものとする。

(保管書類等)

第17条 通信管理者は、法第60条に定める時計、無線検査簿1無線業務日誌、免許状、電波法令集、免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び届書の添付書類の写し並びに茨城県地域防災計画及び茨

城県水防計画を備え付け、これを保管しなければならない。

2 通信取扱責任者は、無線業務日誌（様式第1号）に所定の事項を毎日記載しなければならない。

（通信管理者等の異動報告）

第18条 無線局等が設置されている機関の長は、通信管理者、運用責任者又は通信取扱責任者等に異動があったときは、速やかに、通信管理者・運用責任者異動報告書又は通信取扱責任者異動報告書（様式第2号）により統制管理者に報告しなければならない。

（通信訓練）

第19条 統制管理者は、災害時に適正かつ円滑に対応するため毎年2回以上通信訓練を実施するものとする。

付 則

この要綱は、昭和60年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年5月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

テレメータ系

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
中央監視局	ぼうさい いばらきけん	水戸市笠原町978-6 茨城県庁内	
中 繼 局	ぼうさい むこうやま	つくば市小田字向山国有林16か林小班 向山中継所内	
	ぼうさい たかすず	常陸太田市町屋富士山2559-1 高鈴山中継所内	
	すいぼう やまかたちゅうけい	常陸大宮市大字長沢653-1 山方中継所内	
	すいぼう みのわ	久慈郡大子町南多気1091 箕輪中継所内	
	ぼうさい けんせい	筑西市二木成615 筑西合同庁舎内	
雨量観測局 (A)	ぼうさい ほこたどぼく	鉾田市安房1414 鉾田工事事務所内	
	ぼうさい いたことどぼく	潮来市潮来1086-1 潮来土木事務所内	
	ぼうさい たかはぎどぼく	高萩市大字下手綱1405-2 高萩工事事務所内	
	ぼうさい おおみやどぼく	常陸大宮市野中3083 常陸大宮土木事務所内	
	ぼうさい おおたどぼく	常陸太田市山下町4119 常陸太田合同庁舎内	
	ぼうさい けんぼく	水戸市柵町1-3 水戸合同庁舎内	
	ぼうさい さかいどぼく	猿島郡境町西泉田1293 境工事事務所内	
	ぼうさい いしげどぼく	常総市新石下1317-10 常総工事事務所内	
	ぼうさい つちうらどぼく	土浦市中高津1531 土浦土木事務所内	
	ぼうさい りゅうがさきどぼく	龍ヶ崎市馴柴町35 竜ヶ崎工事事務所内	
雨量観測局 (B)	すいぼう だいごうりょう	久慈郡大子町大字大子1834-1 大宮土木事務所大子工務所内	
	すいぼう とうかいうりょう	那珂郡東海村東海3-7-1 東海村役場内	
	すいぼう いなちょうしやうりょう	つくばみらい市福田195 つくばみらい市役所内	
	すいぼう ひたちなかうりょう	ひたちなか市東石川2-10-1 ひたちなか市役所内	
	すいぼう つくばとよさとうりょう	つくば市高野1197-20 豊里交流センター内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
雨 量 観 測 局 (B)	すいぼう かさまうりょう	笠間市中央3-2-1 笠間市役所内	
	すいぼう いばらきうりょう	東茨城郡茨城町大字小堤1080 茨城町役場内	
	すいぼう みのりうりょう	小美玉市堅倉835 小美玉市役所内	
	すいぼう ほうじょううりょう	つくば市北条4387 県立筑波高等学校内	
	すいぼう かすみがうらうりょう	かすみがうら市大字大和田828-5 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎内	
	すいぼう きたうらうりょう	行方市山田2654-10 行方市北浦庁舎内	
	すいぼう いわせうりょう	桜川市岩瀬64-2 桜川市岩瀬庁舎内	
	すいぼう さぬきうりょう	久慈郡大子町左貫字家ノ脇1422-1 左貫雨量観測所内	
	すいぼう わかこまやまうりょう	常陸太田市大字里川1863-1 若駒山雨量観測所内	
	すいぼう やさとうりょう	石岡市柿岡2270 八郷雨量観測所内	
	すいぼう だいごくろさわうりょう	久慈郡大子町上郷2601 旧黒沢中学校内	
	すいぼう みわうりょう	常陸大宮市高部5281-1 常陸大宮市美和支所内	
	すいぼう すいふうりょう	常陸太田市町田50-1 常陸太田市水府支所内	
	すいぼう じょうほくうりょう	東茨城郡城里町石塚1428-1 城里町コミュニティーセンター内	
	すいぼう うちはらうりょう	水戸市大字内原1395-1 水戸市内原支所内	
	すいぼう いわまうりょう	笠間市岩間5140 笠間市岩間支所内	
	すいぼう まかべうりょう	桜川市真壁町飯塚911 桜川市真壁庁舎内	
	すいぼう あさひうりょう	鉾田市造谷605-3 鉾田市旭庁舎内	
	すいぼう つくばきたしようぼううりょう	つくば市大字沼田字西川面645 北消防署筑波分署内	
	すいぼう ちよだひたちのうりょう	かすみがうら市中佐谷1250 第1常陸野公園事務所内	
	すいぼう たまつくりうりょう	行方市甲404 行方市玉造庁舎内	
	すいぼう もりやうりょう	守谷市大柏950-1 守谷市役所内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
雨 量 観 測 局 (B)	すいぼう えがわきたしようがっこううりょう	結城市田間1421 江川北小学校内	
	すいぼう あみうりょう	稲敷郡阿見町中央1-1-1 阿見町役場内	
	すいぼう あそううりょう	行方市麻生1561-9 行方市麻生庁舎内	
	すいぼう かしまとよさとうりょう	鹿嶋市須加169 豊郷小学校内	
	すいぼう とりでしょうぼううりょう	取手市井野1264-1 取手市消防本部内	
	すいぼう はさきうりょう	神栖市波崎6530 神栖市波崎総合庁舎内	
	すいぼう さんわうりょう	古河市仁連2065 古河市三和庁舎内	
	すいぼう ひたちこうわんうりょう	日立市久慈町1-3-21 日立港区事業所内	
	すいぼう しもつまうりょう	下妻市本城町2-22 下妻市役所内	
	すいぼう よりかみしようがっこううりょう	久慈郡大子町下金沢217 依上小学校雨量観測所内	
	すいぼう なませしようがっこううりょう	久慈郡大子町高柴1974 生瀬小学校雨量観測所内	
	すいぼう ころふじうりょう	久慈郡大子町頃藤754 頃藤雨量観測所内	
	すいぼう しんさとみばしうりょう	常陸太田市上深萩996 新里見橋雨量観測所内	
	すいぼう かみいせはたうりょう	常陸大宮市上伊勢畑364 上伊勢畑雨量観測所内	
	すいぼう ひぬまうりょう	鉾田市箕輪3604 涸沼雨量観測所内	
	すいぼう あいきょうばしうりょう	石岡市高浜1318 愛郷橋雨量観測所内	
水 位 観 測 局	すいぼう やちよううりょう	結城郡八千代町大字菅谷1170 八千代町役場内	
	すいぼう あづまうりょう	稲敷市佐原組新田1540-1 あづま雨量観測所内	
	すいぼう しもおせすいい	常陸大宮市下小瀬2334地先 下小瀬水位観測局所内	
	すいぼう おおかたすいい	常陸太田市大字大方2644 大方水位観測所内	
	すいぼう せんばすいい	水戸市下梅香地先 千波水位観測所内	
	すいぼう せきどすいい	ひたちなか市字柳沢2806 関戸水位観測所内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
水 位 観 測 局	すいぼう ながおかばしすいい	東茨城郡茨城町長岡字柿の木1813地先 長岡橋水位観測所内	
	すいぼう しもいしづきすいい	東茨城郡茨城町下石崎1264 下石崎水位観測所内	
	すいぼう たかはしすいい	東茨城郡茨城町奥の谷76-4地先 高橋水位観測所内	
	すいぼう せきもとしたすいい	北茨城市関本下35-1 関本下水位観測所内	
	すいぼう しものみやすいい	久慈郡大子町大字下野宮字常の前5794-2 下野宮水位観測所内	
	すいぼう いそはらすいい	北茨城市中郷町上桜井字落合66地先 磯原水位観測所内	
	すいぼう うわおかすいい	久慈郡大子町上岡字坂下1221-2地先 上岡水位観測所内	
	すいぼう だいごすいい	久慈川橋水位観測所内	
	すいぼう しもてずなすいい	高萩市高戸472 下手綱水位観測所内	
	すいぼう こすげすいい	常陸太田市大字小菅729 小菅水位観測所内	
	すいぼう しまなすいい	高萩市大字島名字椎の木下1690-1 島名水位観測所内	
	すいぼう しもひざわすいい	常陸大宮市下檜沢1714 下檜沢水位観測所内	
	すいぼう しもむらたすいい	常陸大宮市大字下村田字今掘931-2 下村田水位観測所内	
	すいぼう おおわだすいい	日立市大和田町字万ヶ内654-4 大和田水位観測所内	
	すいぼう かつらばしすいい	筑西市樋口129地先 桂橋水位観測所内	
	すいぼう いわせすいい	桜川市岩瀬372-2 岩瀬水位観測所内	
	すいぼう せんざいすいい	筑西市稻野辺字五軒東440-2 仙在水位観測所内	
	すいぼう はなわせばしすいい	桜川市大字亀熊字塙世1529-3 塙世橋水位観測所内	
	すいぼう しもかわばしすい	石岡市柿岡竹の内2347-2 下川橋水位観測所内	
	すいぼう ちくまばしすいい	筑西市東石田字堂の下1278-1地先 筑真橋水位観測所内	
	すいぼう だいじんばしすいい	下妻市大宝字八幡959-5 大神橋水位観測所内	
	すいぼう おざきばしすいい	古河市東諸川537-1 尾崎橋水位観測所内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
水 位 觀 測 局	すいぼう いしおかすいい	石岡市大字石岡字国分7-8-3地先 石岡水位観測所内	
	すいぼう おがわすいい	小美玉市田木谷字町田207-1 小川水位観測所内	
	すいぼう きみじまばしすいい	つくば市君島954地先 君島橋水位観測所内	
	すいぼう あさひばしすいい	鉾田市御城253-1地先 旭橋水位観測所内	
	すいぼう きたうらばしすいい	鉾田市串挽1925-1地先 北浦橋水位観測所内	
	すいぼう さくらばしすいい	土浦市田土部631地先 桜橋(田土部)水位観測所内	
	すいぼう くつかけばしすいい	坂東市沓掛2598 沓掛橋水位観測所内	
	すいぼう においばしすいい	土浦市桜町2-10-9地先 匂橋水位観測所内	
	すいぼう かみびぜんがわすいもん	土浦市大字佐野子286-2 上備前川排水機場内	
	すいぼう みつきかしんでんすいい	常総市三坂新田1394 三坂新田水位観測所内	
	すいぼう こうだすいい	坂東市幸田新田166 幸田排水機場内	
	すいぼう すがおねますいい	坂東市神田山3673-2地先 菅生沼水位局内	
	すいぼう はなわばしすいい	牛久市久野町3022地先 塙橋水位観測所	
	すいぼう かみやいたすいい	つくばみらい市谷井田1417 上谷井田水位観測所内	
	すいぼう しょうじきばしすいい	牛久市正直町141地先 正直橋水位観測所内	
	すいぼう ほうしどすいもん	坂東市法師戸199地先 法師戸水門内	
	すいぼう たなかばしすいい	古河市砂井新田148 田中橋水位観測所内	
	すいぼう いなみやすいい	古河市稻宮312 稻宮水位観測所内	
	すいぼう みつまたばしすいい	水戸市大場町4916 三又橋水位観測所内	
	すいぼう いたこおおはしすいい	潮来市潮来6859番地地先 潮来大橋水位観測所内	
	すいぼう みややますいい	筑西市宮山字内田476-1 宮山水位観測所内	
	すいぼう おおやがわばしすいい	筑西市外塙501番地先 大谷川橋水位観測所内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
水 位 觀 測 局	すいぼう やじますすいい	行方市谷島字山下1002-2 谷島水位觀測所内	
	すいぼう にしへばしすいい	土浦市大字中字後田19 西根橋水位觀測所内	
	すいぼう さくらがおかげすいい	取手市桜が丘1丁目43番地地先 桜が丘水位觀測所内	
	すいぼう なかやはらばしすいい	つくば市境松字境松102-8 中谷原橋水位觀測所内	
	すいぼう あらいばしすいい	つくば市新井字新井下318 新井橋水位觀測所内	
	すいぼう しんかとりばしすいい	坂東市庄右衛門新田992地先 新香取橋水位觀測所内	
	すいぼう ごかすすいい	猿島郡五霞町大字江川字橋向4058地先 五霞水位觀測所内	
	すいぼう やまかわばしすいい	結城郡八千代町大字兵庫字悪水縁189-8地先 山川橋水位觀測所内	
	すいぼう しろがねすいい	日立市白銀町3丁目48-3 白銀水位觀測所内	
	すいぼう おのやさしすいい	北茨城市中郷町小野矢指598-2 小野矢指水位觀測所内	
	すいぼう くじすいい	日立市久慈町3丁目1376-1 久慈水位觀測所内	
	すいぼう しもつはらすいい	久慈郡大子町大字袋田2768-12 下津原水位觀測所内	
	すいぼう じんやばしすいい	つくば市谷田部5210 陣屋橋水位觀測所内	
	すいぼう にしだばしすいい	水戸市藤井町293-1地先 西田橋水位觀測所内	
	すいぼう さいつかばしすいい	古河市釈迦2017-3 才塚橋水位觀測所内	
	すいぼう ひがしおおぬまちょうすいい	日立市東大沼町2-29-3 東大沼町水位觀測所内	
	すいぼう しんおおやばしすいい	石岡市正上内16038-2 新大谷橋水位觀測所内	
	すいぼう おばたばしすいい	行方市小幡517-1 小幡橋水位觀測所内	
	すいぼう さんやばしすいい	北相馬郡利根町惣新田1710 三夜橋水位觀測所内	
	すいぼう あさひばしすいい	龍ヶ崎市小通幸谷町288 朝日橋水位觀測所内	
	すいぼう こうあんじばしすいい	石岡市片野685-3 光安寺橋水位觀測所内	
	すいぼう ごりんどうばしすいい	石岡市半田6-3 五輪堂橋水位觀測所内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
水 位 観 測 局	すいぼう おつとすいい	土浦市乙戸南2-1 乙戸水位観測所内	
	すいぼう いしあらいぜきすいい	常総市水海道橋本町3179-11 石洗堰水位観測所内	
	すいぼう ふたせばしすいい	下妻市桐ヶ瀬520 双瀬橋水位観測所内	
	すいぼう たからばしすいい	下妻市平沼72-1 宝橋水位観測所内	
	すいぼう みやとがわばしすいい	猿島郡境町塚崎321-7 宮戸川橋水位観測所内	
	すいぼう たやちょうすいい	水戸市田谷町1537-3 田谷町水位観測所内	
	すいぼう ほんでんばしすいい	鉾田市上富田280 本田橋水位観測所内	
	すいぼう いわざきすいい	常陸大宮市岩崎730 岩崎水位観測所内	
	すいぼう つじおおはしすいい	潮来市辻2250 辻大橋水位観測所内	
	すいぼう たがわばしすいい	結城市小森1867 田川橋水位観測所内	
	すいぼう こえとばしすいい	結城市結城3791-4 越渡橋水位観測所内	
	すいぼう つむぎばしすいい	結城市小田林71 つむぎ橋水位観測所内	
	すいぼう さわたりはしすいい	水戸市自由が丘地先 沢渡橋水位観測所内	
	すいぼう いちのやすいい	笠間市市野谷地先 市野谷水位観測所内	
	すいぼう かわねばしすいい	笠間市押辺地先 川根橋水位観測所内	
	すいぼう ひがしかわねばしすいい	那珂郡東海村松地先 東川根橋水位観測所内	
	すいぼう すねしたばしすいい	常陸大宮市野口平地先 久根下橋水位観測所内	
	すいぼう おおきたばしすいい	北茨城市磯原町本町地先 大北橋水位観測所内	
	すいぼう しんそなればしすいい	高萩市肥前町地先 新磯馴橋水位観測所内	
	すいぼう はなぬきばしすいい	高萩市安良川地先 花貫橋水位観測所内	
	すいぼう いいなばしすいい	鉾田市飯名地先 飯名橋水位観測所内	
	すいぼう すいもんきょうすいい	行方市麻生地先 水門橋水位観測所内	

無線局		設置(常置)場所	備考
局の区別	呼出名称		
水位観測局	すいぼう びしやすいい	つくばみらい市古川地先 奉社水位観測所内	
	すいぼう えのきうちばしすいい	つくば市島名地先 榎内橋水位観測所内	
	すいぼう しもなかやますいい	筑西市下中山地先 下中山水位観測所内	
	すいぼう おかだはしきすいい	常総市向石下地先 岡田橋水位観測所内	
	すいぼう さんぐうばしすいい	坂東市勘助新田地先 山宮橋水位観測所内	
	すいぼう すがたぜきすいい	取手市桑原地先 菅田堰水位観測所内	
	すいぼう やまとばしすいい	桜川市青木地先 大和橋水位観測所内	
	すいぼう とよたうりょうすいい	北茨城市華川町臼場字下川原618-1 豊田雨量水位観測所内	
	すいぼう くきざきばしうりょうすいい	つくば市森ノ郷55-2 茎崎橋雨量水位観測所内	
水位雨量観測局	すいぼう ふにゅうばしうりょうすいい	常陸大宮市家和楽49 常陸大宮土木事務所管内	
	すいぼう まちやうりょうすいい	常陸太田市西河内下町779-1 常陸太田工事事務所管内	
	すいぼう かしまこうわんうりょう	神栖市大字東深芝13 鹿島港湾事務所内	
	すいぼう おおあらいこうわんうりょう	東茨城郡大洗町港中央7 大洗港区事業所内	
潮位気象観測局	すいぼう ひたちちょうい	日立市久慈町1-3 日立潮位観測所内	
	すいぼう おおつこう	北茨城市大津町仲町121 大津港	
無線標定陸上局		つくば市大字谷田部5210 陣屋橋(谷田川)	電波流速計
	水戸市藤井町293-1地先 西田橋(西田川)	電波流速計	
無線標定陸上局		土浦市田土部地先 桜橋(桜川)	電波流速計
		桜川市真壁町亀熊字塙世1529-3 塙世橋(桜川)	電波流速計

無線業務日誌 (平成 年 月 日)

通信管理者	通信取扱責任者

免許人 茨城県	識別信号			無線局の種別	
無線従事者	氏名				
	資格				
日	通信状況、機器の状況、移動の状況、その他				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
備考					

通信管理者異動報告書
運用責任者異動報告書
通信取扱責任者異動報告書

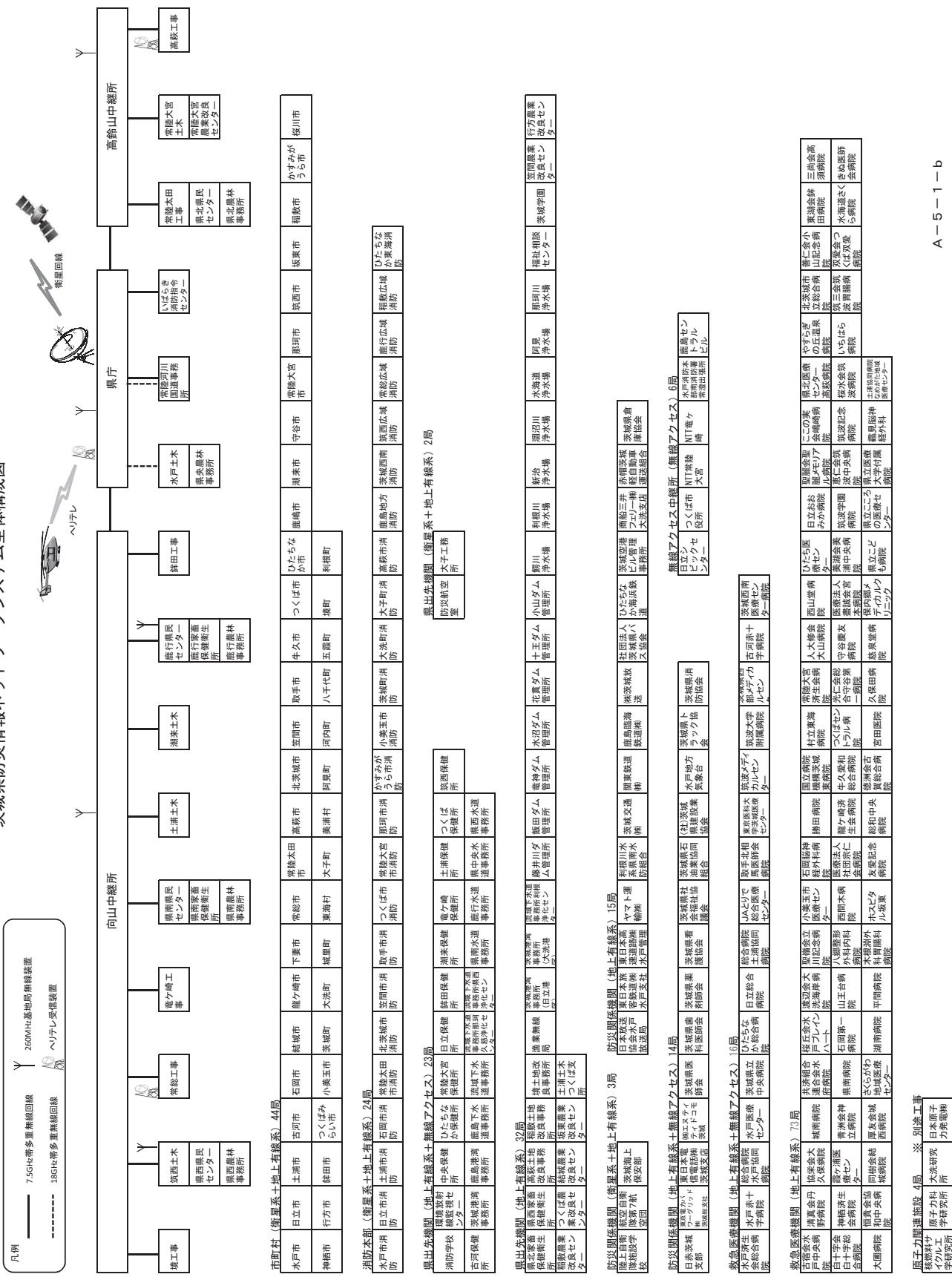
統制管理者殿
(防災・危機管理課扱い)

（局名）当該機関の長
印

下記のとおり異動がありましたので、茨城県防災行政無線運営要綱第18条の規定により報告します。

	通信管理者及び運用責任者氏名		職名	異動年月日	
新					
旧					
	通信取扱責任者及び運用責任者氏名	資格	免許証の番号及び免許年月日	所属	異動年月日
現状					
備考	<ul style="list-style-type: none">・多重回線及び移動系無線局（支部局、土木局等）は、通信管理者及び通信取扱責任者を選任願います。・V S A T局（市町村、消防本部）は、運用責任者正・副を選任願います。				

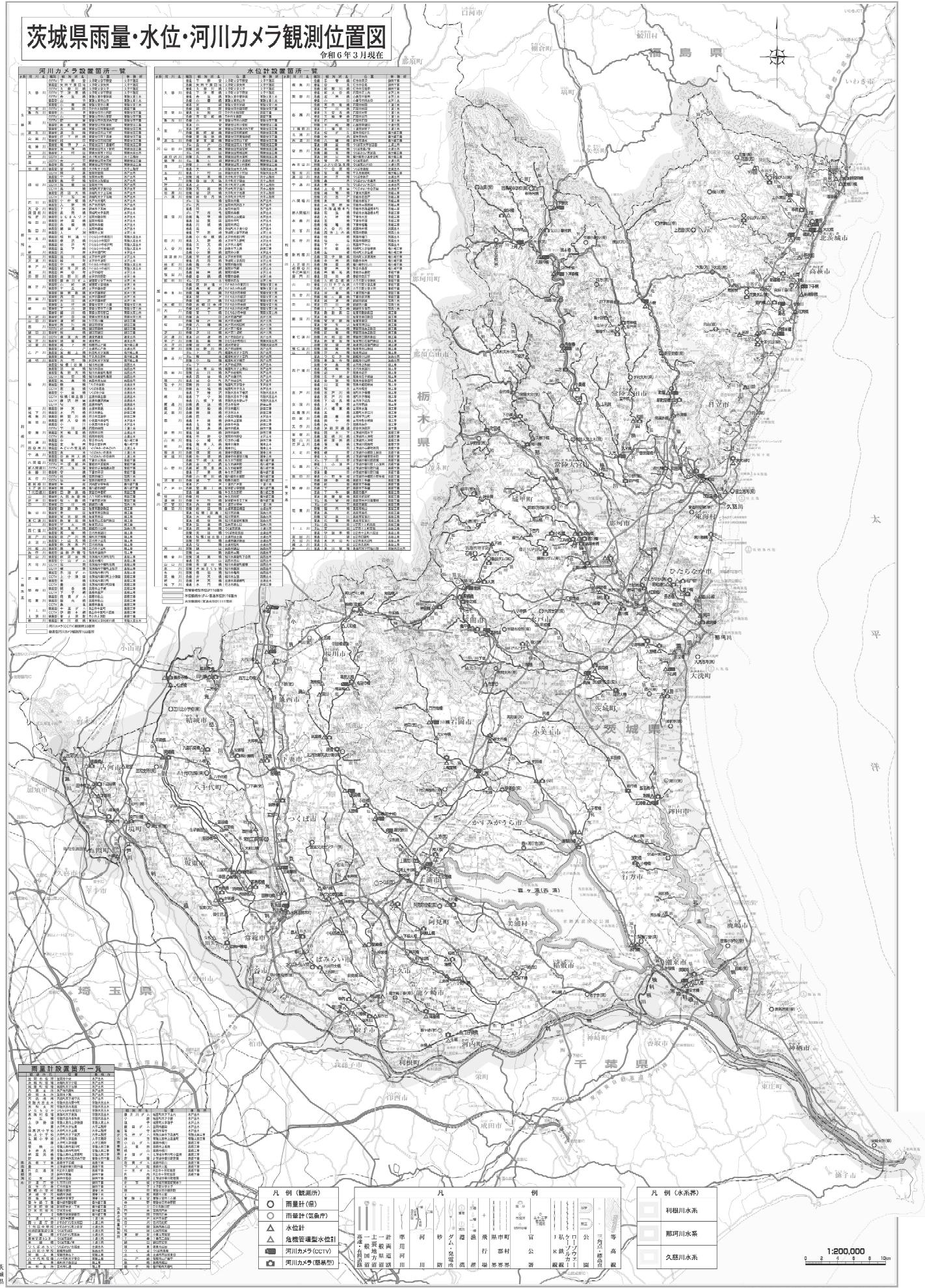
茨城県防災情報ネットワークシステム全体構成図



「問題」に答へづく 国土地理院長水添（保川） B3JBp 2版

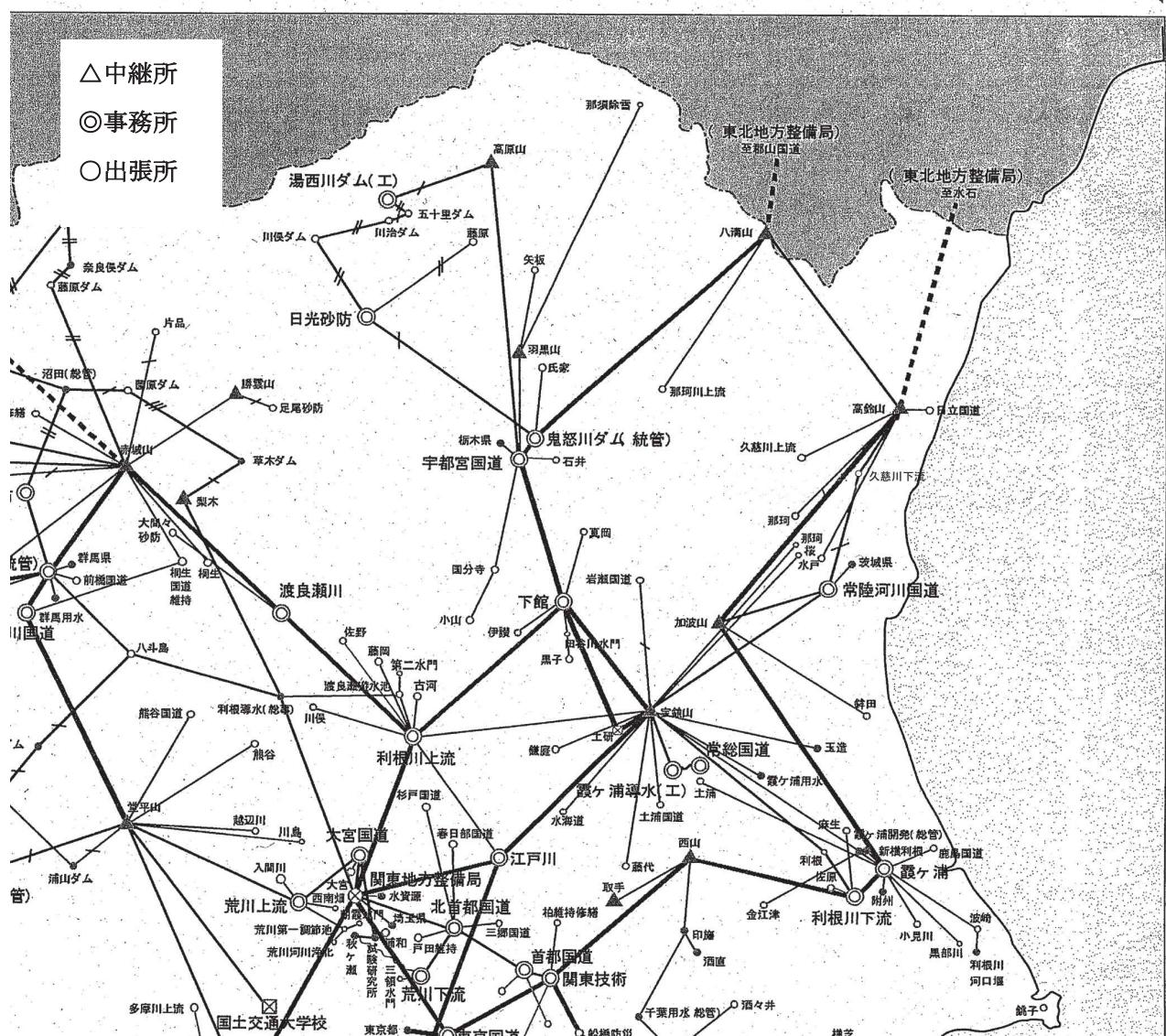
茨城県雨量・水位・河川カメラ観測位置図

令和6年3月現在



資料-11

国土交通省無線連絡系統図（多重回線）（国→県）



データ1回線、電話・ファックス共用9回線

国土交通省 水防水戸（県庁）

○ 國土交通水戸
(常陸河川国道水戸庁舎)

電話・ファックス共用1回線

消防系 消防茨城県（県庁） ◎

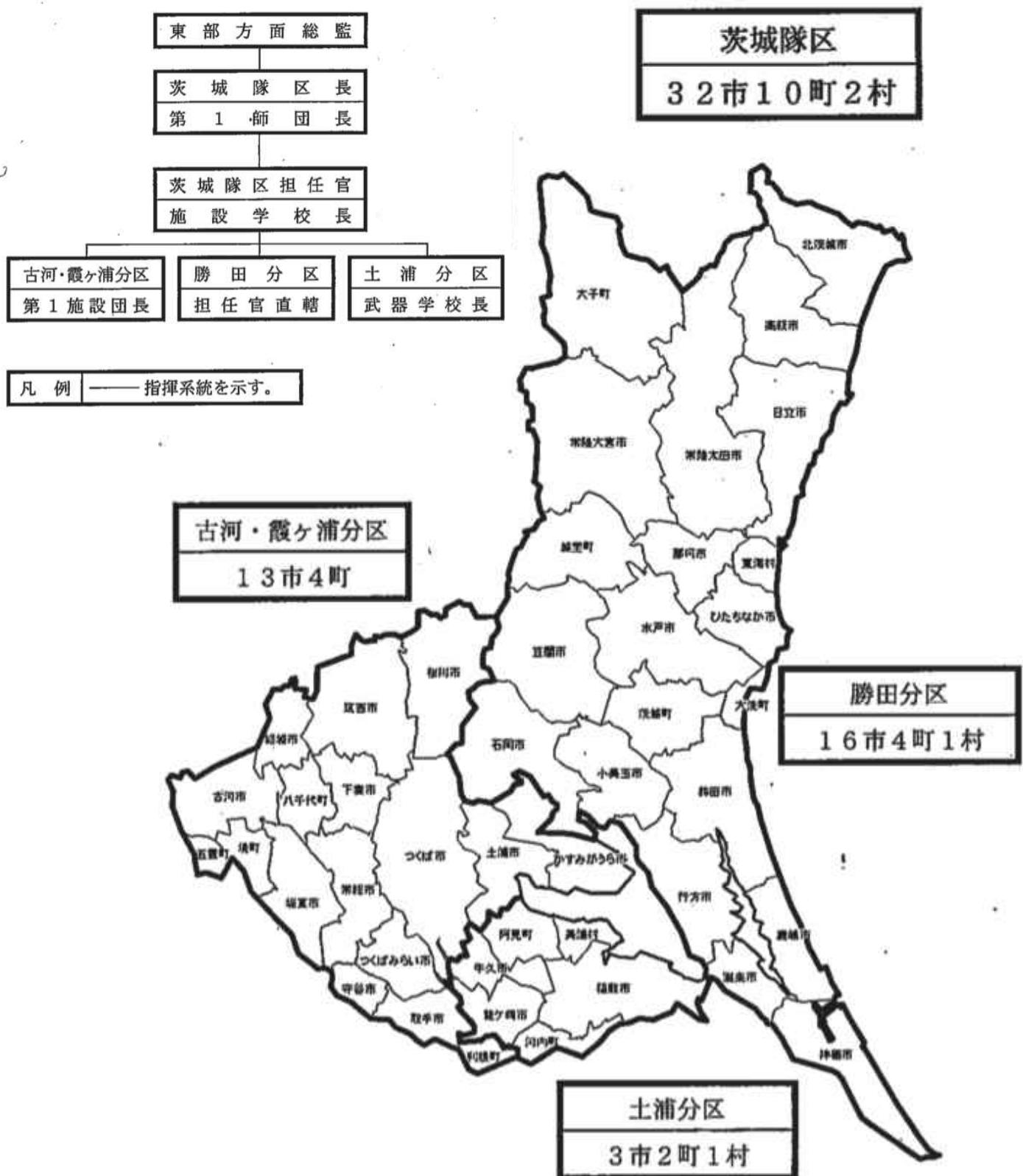
○ 消防水戸
(當陸河川国道水戸庁舎)

茨城県庁 国土交通省マイクロ回線番号

	(電 話)	(FAX)
河 川 課	83-765-4488~4490	83-765-4499
ダム砂防室	83-765-4480	
道路維持課	83-765-4458	83-765-4469

自衛隊茨城隊区指揮系統及び災害派遣担任区分

茨城隊区の指揮系統



資料-13

洪水予報河川及び水位周知河川について

洪水予報河川

流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川を洪水予報河川に指定します。洪水予報河川に指定した河川は、茨城県が今後の河川の水位がどのように変化するか予測し、水位が一定の基準（氾濫危険水位など）を超えると予想されるときに、茨城県と水戸地方気象台とが共同して洪水予報を発表します。

水位周知河川

洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生じる恐れがある河川を水位周知河川に指定します。水位周知河川に指定した河川は洪水特別警戒水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を通知または周知します。

○国管理河川

河 川 名	指定年月日
久慈川※	平成 14 年 6 月 28 日
利根川※、江戸川※	平成 17 年 3 月 28 日
鬼怒川※、渡良瀬川※	平成 17 年 3 月 31 日
霞ヶ浦※、北浦※、常陸利根川※、鰐川※、小貝川※	平成 17 年 7 月 7 日
那珂川※、里川、山田川、桜川、涸沼川、藤井川、大谷川※	平成 18 年 7 月 6 日
横利根川	平成 19 年 1 月 11 日

(※：洪水予報河川)

○県管理河川

河 川 名	指定年月日
桜川※	平成 18 年 3 月 30 日
大北川、花園川、十王川、押川	平成 20 年 3 月 24 日
巴川、涸沼川、五行川	平成 20 年 7 月 31 日
花貫川、前川、久慈川、里川、浅川、茂宮川、関根川	平成 21 年 3 月 23 日
八間掘川	平成 29 年 5 月 29 日
恋瀬川	平成 29 年 8 月 28 日

(※：洪水予報河川)

資料-14

洪水浸水想定区域について

洪水浸水想定区域の定義

水防法第14条に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川などにおいて、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、水深、浸水継続時間等を示した区域図をいいます。

○国管理河川

(令和6年4月1日現在)

河川名	指定年月日	備考
鬼怒川	平成28年8月2日	想定最大規模降雨
久慈川、里川、山田川、那珂川、藤井川、桜川、潤沼川	平成28年5月30日	〃
霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、鰐川、小貝川、横利根川	平成28年8月18日	〃
小貝川、大谷川	平成29年3月21日	〃
利根川、江戸川、思川	平成29年7月20日	〃
渡良瀬川	平成29年7月20日	〃

○県管理河川

(令和6年4月1日現在)

河川名	指定年月日	備考
八間掘川、五行川	平成29年5月29日	想定最大規模降雨
恋瀬川、前川、巴川、潤沼川、久慈川、押川、里川、浅川、茂宮川、花貫川、十王川、関根川	平成29年8月28日	〃
桜川(土浦)、大北川、花園川	平成29年9月28日	〃
桜川(水戸)、藤井川、山田川、竜神川、中通川、谷田川、北浦川、大正堀川、田川、向堀川	令和4年2月28日	〃
潤沼川、桜川(土浦)、恋瀬川	令和4年2月28日	想定最大規模降雨 (区域の延伸)
小野川、沼里川、乙戸川、桂川、清明川、花室川、備前川、男女の川、逆川(利根川水系)、新川(利根川水系)、境川、一の瀬川、天ノ川、雪入川、天王川、菱木川、上備前川、西浦川、西谷田川、高岡川、稻荷川、蓮沼川、水堀川、葛城川、谷口川、真木川、新利根川、破竹川、羽原川、相野谷川、山川、飯沼川、東仁連川、横仁連川、江川、西仁連川、宮戸川、女沼川、矢作川、石川川、潤沼前川、中丸川、本郷川、大川(那珂川水系)、新川(那珂川水系)、逆川(那珂川水系)、沢渡川、堀川、早戸川、大井川、内川、前田川、境川、田野川、楮川、西田川	令和5年10月24日	想定最大規模降雨

資料ー15

洪水ハザードマップの公表状況

洪水ハザードマップの定義

水防法第14条に基づき浸水想定区域の指定があったときは、同法第15条に基づき市町村地域防災計画に必要な事項を定めることとなっており、当該市町村長は、市町村地域防災計画に定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成することとなっています。

洪水ハザードマップは、河川の氾濫において、想定される浸水の状況や避難所の位置、緊急連絡先や情報伝達経路等、災害時避難する際の住民にとって、必要な諸情報をわかりやすくまとめた地図であり、住民の防災意識を高めるために大きな役割を果たし、災害が起きたときの被害を最小限に食い止めるため、非常に有効なものとなります。

茨城県では、市町村が作成する洪水ハザードマップに対して、技術的支援を行っています。

市町村別対象河川

(令和6年4月現在)

市町村	対象河川
水戸市	那珂川、藤井川、桜川、涸沼川
日立市	久慈川、山田川、里川、十王川、茂宮川、花貫川
土浦市	霞ヶ浦、桜川
古河市	利根川、渡良瀬川、思川、鬼怒川
石岡市	霞ヶ浦、恋瀬川
結城市	鬼怒川、田川放水路、田川
龍ヶ崎市	小貝川、利根川、霞ヶ浦
下妻市	鬼怒川、小貝川、大谷川、八間堀川
常総市	利根川、鬼怒川、小貝川、大谷川、八間堀川
常陸太田市	久慈川、里川、山田川、浅川、茂宮川
高萩市	関根川、花貫川
北茨城市	大北川、花園川
笠間市	涸沼川
取手市	利根川、小貝川、鬼怒川
つくば市	小貝川、鬼怒川、桜川
ひたちなか市	那珂川、桜川、涸沼川
鹿嶋市	北浦、鰐川、常陸利根川
潮来市	利根川、霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、小貝川、鰐川、前川

市町村	対象河川
守谷市	利根川、鬼怒川、小貝川
常陸大宮市	久慈川、那珂川
那珂市	久慈川、那珂川、山田川、浅川
筑西市	鬼怒川、小貝川、大谷川、田川放水路、五行川
坂東市	利根川、渡良瀬川、鬼怒川
稻敷市	霞ヶ浦、常陸利根川、横利根川、利根川、小貝川
かすみがうら市	霞ヶ浦、恋瀬川
桜川市	桜川
神栖市	利根川、北浦、常陸利根川、小貝川、霞ヶ浦、鰐川
行方市	霞ヶ浦、北浦、常陸利根川
鉾田市	北浦、巴川
つくばみらい市	鬼怒川、小貝川、八間堀川
小美玉市	霞ヶ浦、巴川
茨城町	涸沼川、那珂川、桜川
大洗町	那珂川、涸沼川、桜川
城里町	那珂川、藤井川
東海村	久慈川、山田川、里川
大子町	久慈川、押川
美浦村	霞ヶ浦
阿見町	霞ヶ浦、桜川
河内町	利根川、小貝川、霞ヶ浦、常陸利根川
八千代町	鬼怒川
五霞町	利根川、江戸川
境町	利根川、渡良瀬川、思川
利根町	利根川、小貝川、霞ヶ浦、常陸利根川

資料-16

津波ハザードマップの公表状況

津波ハザードマップの定義

地震防災対策特別措置法第14条2項に基づき、市町村は、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じることにより、住民に周知させるよう努めなければならないこととなっています。

津波ハザードマップは、津波による被害が想定される区域とその程度を地図に示し、必要に応じて避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報を加えたものであり、住民の避難や施設の必要性の検討などに有効であるほか、防災教育や防災意識の啓発と高揚に活用できます。

(1) 公表済（令和6年4月1日現在）

神栖市、鹿嶋市、鉾田市、大洗町、水戸市、ひたちなか市、東海村、日立市、高萩市、北茨城市

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別		一般 国 道		規 制 区 間		規 制 基 準		規 制 基 準		規 制 基 準	
路面 対照 番号	線 名	担当事 務所名	自 至	市 町村字	市 町村字	延長 (km)	交通量 台/日	通 行 意 識 通 行	注 意 通 行	止 止 止	氣象等観測所
1 4 6 1	常陸太田市折橋町国有林 号	常陸太田市下高倉町字五十畳 田	常陸太田市	常陸太田市折橋町国有林 区	常陸太田市下高倉町字五十畳 間	2.0	2,676	な	し	200	常陸太田工事(河)
国 道	計	1									(主)常陸太田大子線 (主)日立山方線

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別		主 要 地 方 道		規 制 区 間		規 制 基 準		規 制 基 準		規 制 基 準	
路面 対照 番号	線 名	担当事 務所名	自 至	市 町村字	市 町村字	延長 (km)	交通量 台/日	通 行 意 識 通 行	注 意 通 行	止 止 止	氣象等観測所
2 宇都宮 筑波山片庭 号	笠間市片庭 戸	笠間市片庭 錦田市借宿	錦田市借宿	笠間市片庭 戸	笠間市片庭 錦田市借宿	1.0	4,171	な	し	200	水戸土木(河)
3 小川鉢田 線 号	田 萩	北茨城市華川町上小津田 北茨城市中郷町松井	北茨城市華川町上小津田 北茨城市中郷町松井	田 萩	北茨城市華川町上小津田 北茨城市中郷町松井	0.1	6,355	な	し	200	水戸気象台(河)
4 日立わき 号	わき 萩	北茨城市富士ヶ丘 北茨城市上君田	北茨城市富士ヶ丘 北茨城市上君田	萩	北茨城市富士ヶ丘 北茨城市上君田	1.0	1,692	な	し	200	鉢田工事(河)
5 北茨城大子 号	大子 萩	高萩市横川 高萩市下君田	高萩市横川 高萩市下君田	大子 萩	高萩市横川 高萩市下君田	6.2	251	な	し	220	水沼ダム
6 北茨城大子 号	大子 萩	常陸太田市里川町大根久保45 北茨城市閑本町小川	常陸太田市里川町大根久保45 北茨城市閑本町小川	大子 萩	常陸太田市里川町大根久保45 北茨城市閑本町小川	3.5	293	な	し	200	豊田観測所(河)
7 北茨城大子 号	大子 萩	常陸太田市里川町徳田町共有地 北茨城市閑本町才丸	常陸太田市里川町徳田町共有地 北茨城市閑本町才丸	大子 萩	常陸太田市里川町徳田町共有地 北茨城市閑本町才丸	10.0	377	な	し	200	若駒山
8 埼大津津 号	港 号	北茨城市閑本町小川 北茨城市閑本町才丸	北茨城市閑本町小川 北茨城市閑本町才丸	港 号	北茨城市閑本町小川 北茨城市閑本町才丸	1.0	377	な	し	220	花園観測所(河)
9 埼大津津 号	港 号	北茨城市閑本町富士ヶ丘	北茨城市閑本町富士ヶ丘	港 号	北茨城市閑本町富士ヶ丘	6.0	377	な	し	220	水沼ダム

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 主要地方道

茨城県

図面 対照 番号	路 線	担当事 務所名 至	規制区間		交通量 台/日	規制基準値 (mm)				危険内容 迂回	道路 情報版 回数	前年 度 通行止 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置	
			市	町村字		市	町村字	市	町村字						
			延長 (km)			延長 (km)		時 間 雨 量	時 間 雨 量						
10	大子那須烏山線	久慈郡大子町上野宮 久慈郡大子町上野宮	9.6	2,720	なし	2,720	なし	時 間 雨 量	時 間 雨 量	大子観測所(気)	落石	-	0	0.0	
11	(2)9号常陸太田那須烏山線	常陸太田市勝谷町 常陸太田市赤土町	2.8	1,775	なし	2,00	なし	常陸太田市水府支所	常陸太田市水府支所	地 寸 べ り	(主)常陸太田大子線 (主)常陸那須烏山線 (-)和田上河合線	B-2 C-1	-	0	0.0
12	(2)9号常陸太田那須烏山線	大宮 常陸大宮市下繪沢3,744	0.3	1,775	なし	200	なし	美和綜合支所(他)	美和綜合支所(他)	落石	(国)293号	C-2	-	0	0.0
13	(3)2号常陸太田那須烏山線	久慈郡大子町大沢 久慈郡大子町大沢	9.8	598	なし	200	なし	常陸大宮土木(河)	常陸大宮土木(河)	落石	(国)118号 (主)大子黒羽線	-	0	0.0	S53
14	(3)2号常陸太田那須烏山線	常陸大宮市高部 常陸大宮市高部	1.4	1,550	なし	200	なし	大子観測所(気)	大子観測所(気)	崩落	(国)118号 (主)常陸太田那須烏山線	C-1	-	0	0.0
15	(3)3号常陸太田大子線	久慈郡大子町小生瀬 久慈郡大子町小生瀬	3.2	1,398	なし	200	なし	常陸大宮土木(河)	常陸大宮土木(河)	土砂崩落	(国)118号 (主)常陸太田那須烏山線	-	0	0.0	S54
16	(3)6号常陸太田山線	常陸太田市赤土町一本松1464 久慈郡大子町大生瀬	4.0	1,880	なし	200	なし	大子観測所(気)	大子観測所(気)	崩落	(国)461号 (主)常陸太田大子線 (主)常陸那須烏山線 (-)和田上河合線	C-2	-	0	0.0
17	日立山6号常陸太田高萩線	常陸太田市西染町1,505-1 日立市宮田町	1.9	12,480	なし	1050	なし	常陸太田市消防本部	常陸太田市消防本部	土砂崩落	(国)461号 (主)常陸太田大子線 (主)常陸那須烏山線 (-)和田上河合線	C-1	-	7	71.0
18	笠間川継続線	東茨城郡城里町塩子 東茨城郡城里町塩子	1.0	2,470	なし	200	なし	水戸気象台(気)	水戸気象台(気)	落石	(国)123号 (主)水戸茂木線 (主)日立笠間線	B-1	-	0	0.0
19	笠間2号常陸太田本戸線	笠間市本戸 笠間市本戸	1.5	1,552	なし	200	なし	笠間観測所(気)	笠間観測所(気)	地 寸 べ り	な	C-1	-	1	14.0
20	笠間2号常陸太田浦線	石岡市太田 石岡市太田	3.0	1,552	なし	200	なし	水戸土木(河) 高麗気象台(気)	水戸土木(河) 高麗気象台(気)	地 寸 べ り	な	B-1 C-1	-	1	14.0
21	常陸那珂港南線	ひたちなか市阿字ヶ浦町 ひたちなか市新光町	1.6	593	なし	50	なし	常陸那珂有料 常陸那珂有料	常陸那珂有料 常陸那珂有料	地面崩落	(-)常陸海浜公園線 A-4	-	0	0.0	H12
22	(5)7号常陸那珂港南線	大宮 ひたちなか市新光町	2.9	4,079	なし	30	なし	300道路管理事務所(道)	300道路管理事務所(道)	路肩崩落	(国)245号 (-)常陸海岸公園線 A-3	-	0	0.0	H12
23	(6)0号王里美線	ひたちなか市田野 ひたちなか市田野	1.3	424	なし	1050	なし	300道路管理事務所(道)	300道路管理事務所(道)	路肩崩落	(国)461号 (主)日立わき線	-	7	75.8	R5 追加

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 図面 対照 番号	主要地 方道 線	担当事 務所名	規制 区間		交通量 台/日 (km)	規制基準値 (mm)				危険内容	迂回 路	道路 情報 版	前年 度 通行実績	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
			自 由 至 務所名	都市 町村字 町村字		通 行 注 意 量	時 間 量	雨 量	行 止						
24	(6号) 日立中央イノタ一線	日立市助川町 社日立市白銀町 公社	1.6	5,626	30 100	30 300	50 管理事務所(道)	日立有料道路 土砂崩落 (国)6号	路肩崩落 土砂崩落	A-3 -	1	22.5 H5	1箇所		
	主要地方道計	23区間	79.4							A-10 B-6 C-22	-	21	249.1		

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般 県道 (一般都道、一般国道、一般府道)

画面 対照 番号	線 路 名	担当事 務所名 至	規制区間			交通量 台／日	規制基準			危険内容	迂 回	道路 モニ ター	道路 情報 版	通行止実績 回数	前年 度 延時間 年度	指定 備 考 道路交通 遮断装置
			通 行 意 向 量	通 行 意 向 量	連 続 雨 量		規 制 基 準 (mm)	氣象等観測所								
25 高 萩 堀	(1 1 1 号) 高 萩 堀 線	高 萩 市 下君田字宿 高萩市下君田字柳沢	11.0	377	な	し	220	上君田観測所(ダ)	落 石 路 肩 崩 落 土 砂 崩 崩	(主)北茨城大子線 (一)上君田大能線 (国)461号 (国)349号	C-1	-	0	0.0	S60	
26 真 岡 岡 岩 瀬	(1 1 9 号) 真 岡 岩 瀬 線	真 岡 市 大泉 桜川市大泉	0.9	5,610	な	し	200	筑西土木(河)	笠 間 観 測 所 (気)	土 砂 崩 落 土 砂 崩 落	B-1	-	0	0.0	H5	
27 石 岡 つ く ば 市 平沢	(1 3 8 号) 石 岡 つ く ば 市 平沢	石岡市仏生寺 つくば市平沢	5.5	-	な	し	200	筑西土木(河)	水戸気象台(気) 高層気象台(気)	法 面 崩 落 土 砂 崩 落	B-2	-	1	14.5	S53	
28 山 方 常 陸 大 宮	(1 6 5 号) 山 方 常 陸 大 宮	常 陸 大 宮 市 行 山 1-1	2.0	3,154	な	し	200	常陸大宮土木(河)	常 陸 大 宮 土 木 (河)	落 石 土 砂 崩 落	C-2	-	0	0.0	S53	
29 赤 沢 茂 木 水 戸	(2 1 2 号) 赤 沢 茂 木 水 戸	東茨城郡城里町御前山 東茨城郡城里町御前山	0.5	519	な	し	200	常陸大宮土木(河)	水戸気象台(気) 水戸土木(河)	落 石 土 砂 崩 落	B-1	-	0	0.0	S46	
30 筑 波 公 園 永 井	(2 3 6 号) 筑 波 公 園 永 井	つくば市筑波 土浦市永井	11.7	359	な	し	200	常陸大宮土木(河)	常 陸 大 宮 土 木 (河)	落 石 土 砂 崩 落	A-3	-	1	16.5	H16	
31 上 君 田 永 井	(2 4 5 号) 上 君 田 永 井	高萩市上君田 土浦市上君田	3.5	876	な	し	200	大能観測所(ダ)	上君田観測所(ダ)	落 石 土 砂 崩 落	(一)上君田大能線 (国)461号 (国)349号	なし	-	0	0.0	S60
32 上 君 田 小 妻	(2 4 5 号) 上 君 田 小 妻	常 陸 太 田 市 小 妻 町 行 石 1,565-2	8.1	899	な	し	200	若駒山	落 石 土 砂 崩 落	(主)北茨城大子線 (国)349号 (主)北茨城大子線 (一)上君田大能線	なし	-	0	0.0	S60	
33 山 方 水 府	(2 4 9 号) 山 方 水 府	常 陸 太 田 市 国 有 林 高 萩 市 界	2.1	1,155	な	し	220	常陸大宮土木(河)	常 陸 大 宮 大 學 校 (他)	落 石 土 砂 崩 落	C-1	-	0	0.0	S54	
34 山 内 上 小 瀬	(2 8 7 号) 山 内 上 小 瀬	常 陸 太 宮 市 千 田 540	1.1	323	な	し	150	常陸大宮土木(河)	常 陸 大 宮 市 入 本 郷 457-3	落 石 土 砂 崩 落	なし	-	0	0.0	S53	
35 上 檜 沢 下 小 川 停 車 場	(3 2 1 号) 上 檜 沢 下 小 川 停 車 場	常 陸 太 宮 市 久 隆 1,031	5.9	424	な	し	200	常陸大宮土木(河)	常 陸 大 宮 市 盛 金 2,922-1	落 石 土 砂 崩 落	C-1	-	0	0.0	S53	
一般 県道 計		1 1 1 区間	52.3											A-3 B-4 C-7	2	31.0
都道府県道合計		3 4 区間	131.7											A-13 B-10 C-29	23	280.1

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般 国道

図面 対照 番号	路線名	規制区間		規制区間		規制区間		規制区間		規制区間			
		担当者名 務所名至	市町村字	担当者名 務所名至	市町村字	延長 (km)	交通量 台/日	担当者名 務所名至	市町村字	延長 (km)	交通量 台/日	担当者名 務所名至	
36 1 1 8	常陸大宮市盛金993 大官	常陸大宮市盛金1,494 東茨城郡城里町石塚	2.2	17,456 バトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	土砂崩落	土砂崩落	常陸太田市小中町 日立市宮田町	常陸太田市小中町 日立市入四間町	2.2	17,456 バトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	
37 1 2 3	古河市牛谷 古河市旭町	古河市牛谷 古河市旭町	0.3	7,152 バトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	土砂崩落	土砂崩落	（国）123号ハイバス （主）つくば古河線 （国）4号	（国）123号ハイバス （主）つくば古河線 （国）4号	0.3	7,152 バトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	
38 1 2 5	計	3 区間	3.3							16,916 バトロールにより危険が予想される場合	A-1 B-4 C-0	-	0.0
国道											0.0	H6	

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 主要地方道

図面 対照 番号	路線名	規制区間		規制区間		規制区間		規制区間		規制区間		規制区間	
		担当者名 務所名至	市町村字	担当者名 務所名至	市町村字	延長 (km)	交通量 台/日	担当者名 務所名至	市町村字	延長 (km)	交通量 台/日	担当者名 務所名至	市町村字
39 石岡 （ 7 号)	西線 土浦	石岡市上曾 石岡市上曾	3.0	15,661 バトロールにより危険が予想される場合	法面崩落	法面崩落	法面崩落	（国）354号 （主）つくば古河線 （国）349号 （一）中里坂東線	（国）354号 （主）つくば益子線 （国）349号 （一）上君田大能線	B-1 C-1	-	0	0.0
40 石岡 （ 7 号)	西線 筑西	桜川市真壁町山尾 桜川市真壁町山尾	2.0	15,661 バトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	土砂崩落	土砂崩落	（国）354号 （主）つくば古河線 （国）349号 （一）上君田大能線	（国）354号 （主）つくば益子線 （国）349号 （一）上君田大能線	B-1 C-1	-	0	0.0
41 結城 （ 1 号)	野田 境	猿島郡境町住吉町 猿島郡境町住吉町	0.9	25,208 バトロールにより危険が予想される場合	道路冠水	道路冠水	道路冠水	（国）349号 （一）上君田大能線	（国）349号 （一）上君田大能線	B-1 C-1	-	0	0.0
42 北茨城 （ 2 号)	大子 線	常陸太田市小中町 常陸太田市小中町	2.8	1,888 バトロールにより危険が予想される場合	路肩崩落	路肩崩落	路肩崩落	（国）349号 （一）上君田大能線	（国）349号 （一）上君田大能線	B-1 C-1	-	0	0.0
43 日立 （ 3 号)	山方 線	常陸太田市小妻町 常陸太田市小妻町	6.0	12,683 バトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	土砂崩落	土砂崩落	（主）筑西つくば線 （一）石岡つくば線 （主）十王里美線 （一）月岡真壁線	（主）筑西つくば線 （一）石岡つくば線 （主）十王里美線 （一）月岡真壁線	C-2 B-1 C-4	-	0	0.0
44 笠間 （ 4 号)	つくば 線	石岡市小幡 つくば市沼田	7.8	2,557 バトロールにより危険が予想される場合	法面崩落	法面崩落	法面崩落	（一）月岡真壁線	（一）月岡真壁線	B-1 C-0	-	0	0.0

茨城県

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 対照路 番号	主 要 地 方 道 線 縄	規 制 区 間		規 制 条 件		危険内容 注	回	道路 情報 版	道路 モニタ ー	前 年 度 通行実績 回数	指 定	備 考 道路交通 遮断装置
		担当事 務所名 至	市 町村字	交通量 台/日	(通 行 止)							
45	(6 4 号) 浦 筑 間	石岡市大増 浦	石岡市大増 石岡市木曾	0.9	2,019	バトロールにより危険が予想される場合	崩 土 崩 落	レ	C-1	0	0.0	S53
46	(6 4 号) 浦 筑 間	桜川市木曾 西	桜川市木曾 桜川市木曾	1.0	2,019	バトロールにより危険が予想される場合	法 面 土 砂 崩 落	レ	C-1	0	0.0	S53
	主 要 地 方 道 計	8 区	間	24.4					A-0 B-4 C-9	0	0	0.0

道路種別 対照路 番号	一 般 県 道 (一般都道、一般県道、一般府道)	規 制 区 間		規 制 条 件		危険内容 注	回	道路 情報 版	道路 モニタ ー	前 年 度 通行実績 回数	指 定	備 考 道路交通 遮断装置	
		担当事 務所名 至	市 町村字	交通量 台/日	(通 行 止)								
47	(1 5 0 号) 岡 真 壁	石岡市小幡 浦	石岡市小幡 桜川市真壁町山尾	3.0	1,824	バトロールにより危険が予想される場合	落 石 崩 落	レ	C-1	0	0.0	S53	
48	(1 5 0 号) 岡 真 壁	西	桜川市真壁町田	2.0	1,824	バトロールにより危険が予想される場合	土 砂 崩 (主)つくば益子線	B-1	-	0	0.0	S53	
49	(1 5 3 号) 沼 磯 原	北茨城市華川町水沼 萩	北茨城市華川町小豆畑	3.0	1,487	バトロールにより危険が予想される場合	路 肩 崩 落	(主)高天津港線 (主)立いわき線	C-2	-	0	0.0	S53
50	(1 5 9 号) 上 野 宮 下 金 汗	久慈郡大子町大子 子	久慈郡大子町大子 子	1.8	686	バトロールにより危険が予想される場合	土 砂 崩 落	(一)須贺川大子線 (国)4 6 1号線	C-1	-	0	0.0	S53
51	(1 6 3 号) 下 檜 汗 上 小 潤	常 陸 大 宫 市 上 小 潤 大 宮	常陸大宮市上小潤2,693-1 久慈郡大子町中郷	2.0	476	バトロールにより危険が予想される場合	路 肩 崩 落	(一)梨野沢大子線 (一)長沢水戸線	C-2	-	0	0.0	S53
52	(1 9 6 号) 石 井 大 子	久慈郡大子町中郷 子	久慈郡大子町中郷	0.2	919	バトロールにより危険が予想される場合	土 砂 崩 落	(国)1 1 8号	-	0	0.0	S46	
53	(2 2 6 号) 鶴 足 山 片 庭	笠間市片庭字片倉 戸	笠間市片庭由良右 古河市大堤	2.0	465	バトロールにより危険が予想される場合	土 砂 崩 落	(主)大子那須線 (主)笠間緒川線 (一)越足山線	-	0	0.0	H1	
54	(2 2 8 号) 中 田	境	古河市大堤	1.1	4,170	バトロールにより危険が予想される場合	道 路 冠 水	(国)4号 (国)3 5 4号 (主)つくば古河線	-	0	0.0	H14	

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

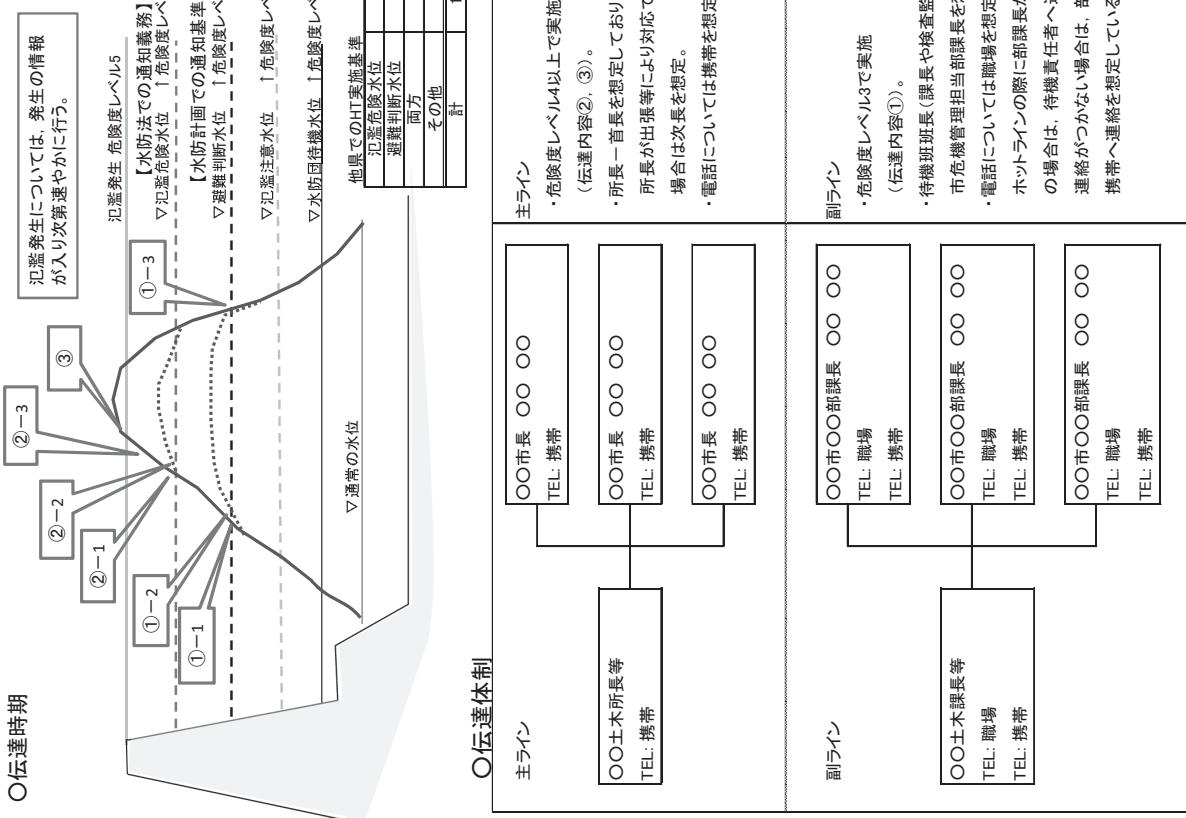
道路種別 一般 県道 (一般都道、一般国道、一般府道)

図面 対照 番号	路 線	担当事 務所名	規制 区 間		交通量 台／日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容 迂 回	道路 情報 版	道路 モニタ一 タ	前 年 度 通行実績 回数	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			市 町村字	市 町村字								
55	(2 4 8 号) 溝山公園	久慈郡大子町上野宮1,532-6 久慈郡大子町上野宮2,146-2	7.6	295	ハトロールにより危険が予想される場合	落 石 土 砂 崩 落	(主)大子那須線 土 砂 崩 落	なし	-	0	0.0	H1
56	(2 8 6 号) 深沢岩瀬	桜川市門毛	2.0	793	ハトロールにより危険が予想される場合	落 石 土 砂 崩 落	(一)西小高真岡線 土 砂 崩 落	B-1 C-2	-	0	0.0	S53
57	(3 2 2 号) 諸沢西金停車場	常陸大宮市諸沢5,031 常陸大宮市北富田955	2.0	651	ハトロールにより危険が予想される場合	落 石 土 砂 崩 落	なし	-	0	0.0	S53	
58	(3 2 2 号) 諸沢西金停車場	久慈郡大子町西金 久慈郡大子町西金	3.3	651	ハトロールにより危険が予想される場合	落 石 土 砂 崩 落	(国) 118号 (主)常陸太田那須烏山線	なし	-	0	0.0	S46
一般 県道 計			1	2	区 間 30.0			A-0 B-2 C-8	-	0	0.0	
都道府県道合計			2	0	区 間 54.4			A-0 B-6 C-17	-	0	0.0	

道路冠水危険箇所一覧

No.	道 路 管 理 者	市町村名	道 路 種 别	路 線 名	地先名又は通称名
1	高萩工事	日立市	国道	245号	日立市幸町（JR高架下）
2		日立市	県道	日立笠間線	日立市多賀町（JR高架下）
3		日立市	国道	293号	日立市留町（JR高架下）
4		日立市	県道	日立常陸太田線	日立市国分町・鮎川町（JR常磐線下）
5	竜ヶ崎工事	守谷市	県道	野田牛久線	守谷市守谷 (つくばエクスプレス守谷駅下)
6		守谷市	県道	守谷流山線	国道294号交差部
7		阿見町	県道	竜ヶ崎阿見線	阿見町吉原 阿見アウトレットモール脇 阿見東ICダイレクトアクセス道路
8	土浦土木	つくば市	県道	土浦境線	つくば市花室（花室トンネル）
9		つくば市	県道	妻木赤塚線	つくば市稻荷前（稻荷前跨道橋）
10	筑西土木	筑西市	県道	石岡筑西線	筑西市下中山（JR水戸線高架下）
11	市	水戸市	市道	駅南2号線	水戸市桜川1-1-6地先 駅南大橋下
12		水戸市	市道	河和田244号線	水戸市河和田2丁目51番地 JR常磐線下
13		土浦市	市道	大和4号線 有明2号線	川口二丁目（川口立体道） 土浦高架道JR常磐線下
14		龍ヶ崎市	市道	市道1-196号 市道6-16号	龍ヶ崎市若柴町3317-7地先 県道竜ヶ崎潮来線下（佐貫駅南）
15		下妻市	市道	市道2476号	下妻市下妻乙459-1地先 国道125号下 関東鉄道常総線脇
16		高萩市	市道	市道1747号	高萩市赤浜1216-4地先 堺田跨道橋下
17		笠間市	市道	市道（友）3031号	笠間市鴻巣657-230地先 JR常磐線下 友部駅東側
18		笠間市	市道	市道（岩）II級19号	笠間市安居2234-1地先 常磐自動車道下
19		笠間市	市道	市道（笠）0237号	笠間市来栖549-5地先 JR水戸線下 笠間駅西側
20		取手市	市道	市道2-3268号線	取手市新川 国道6号藤代バイパス下
21		取手市	市道	市道2-3271号線	取手市新川 国道6号藤代バイパス下
22		取手市	市道	市道2-3066号線	取手市大曲 国道6号藤代バイパス下
23		取手市	市道	市道2-3098号線	取手市大曲 国道6号藤代バイパス下
24		取手市	市道	市道0219号線	取手市小浮気 国道6号藤代バイパス下 小浮気隧道
25		取手市	市道	市道0114号線	取手市白山5丁目 関東鉄道常総線下
26		牛久市	市道	市道63号線	牛久市ひたち野東5丁目1番地先 JR常磐線下 ひたち野うしく駅南側
27		牛久市	市道	市道3042号線	牛久市ひたち野東1丁目22番地先 JR常磐線下 ひたち野うしく駅北側
28		潮来市	市道	市道（牛）1019号線	潮来市永山763-1地先 国道51号線下
29		守谷市	市道	市道3650号	守谷市ひがし野1丁目 (つくばエクスプレス高架下)
30		筑西市	市道	市道下5B-700号線	筑西市下岡崎1丁目10番地先 岡崎跨道橋 JR水戸線下 中央図書館西側
31		桜川市	市道	岩0112号線	桜川市加茂部 JR加茂部架道橋 JA岩瀬町東部支所北側
32	国	水戸市	直轄国道	50号BP	千波立体（サントル千波）
33	NEXCO	つくばみらい市	高速道路	常磐自動車道	谷和原IC Hランプ

資料-20 河川ホットライン運用(案)



○伝達時期及び内容
・対象河川は、洪水予報河川・水位周知河川とし、避難判断水位、氾濫危険水位、氾濫発生を目安にホットラインを行う。
・水位上昇、水流部等での天候を勘案し、概ね以下の表で伝達を行う。

伝達時期	伝達内容
氾濫発生	①-1【警戒レベル3相当情報(洪水)】高齢者等避難に相当する避難判断水位を超過し、 今後、更に水位上昇の可能性がある。観測所(〇〇付近)の現状で天端まで〇〇cmですが、 下流部の〇〇付近等(ネック箇所等の重要水防箇所)ではもっと危険な箇所がある。 ①-2【警戒レベル3相当情報(洪水)】高齢者等避難に相当する避難判断水位を超過したが、 今後、停滞又は下降する。
氾濫危険水位	①-3【警戒レベル4相当情報(洪水)】避難指示発令に相当する氾濫危険水位を超過し、今後も水位上昇の 可能性がある。〇〇観測所(〇〇付近)の現状で天端まで〇〇cmですが、下流部の〇〇付近等 (ネック箇所等の重要水防箇所)ではもっと危険な箇所がある。 ②-1【警戒レベル4相当情報(洪水)】避難指示発令に相当する氾濫危険水位を超過したが、 今後、停滞又は下降する。
氾濫発生(随時)	②-2【警戒レベル4相当情報(洪水)】避難指示発令に相当する氾濫危険水位を超過したが、 (ネック箇所等の重要水防箇所)では氾濫が発生している可能性がある。 ③警戒レベル5相当情報(洪水)〇〇観測所では、堤防天端に水位が到達した。〇〇観測所付近で氾濫が 発生する可能性がある。(〇〇市〇〇で氾濫が発生した。)

※ホットラインを実施した場合は、ホットライン記録票を河川課宛FAXしてください。

ダムホットライン運用(案)

◎ 行達制

主ライン

- 市長 ○○ ○○
TEL: 携帯
 - ・異常洪水時防災操作を行う場合に実施
(非常用洪水吐からの越流する場合)
 - <伝達内容②、③、④>
 - ・所長一首長を想定しており、
場所がお出張等により対応できなき
場合は次長を想定。
 - ・電話については携帯を想定。
- 市長 ○○ ○○
TEL: 携帯
- 市長 ○○ ○○
TEL: 携帯

副ライン

- 市○○部課長
○○ ○○
TEL: 職場
TEL: 携帯
 - ・異常洪水時防災操作の準備段階に実施
(非常用洪水吐からの越流準備段階)
 - <伝達内容①>
 - ・ダム管理課長－
市危機管理担当部課長を想定。
 - ・電話については職場を想定。
 - ホットラインの際に部課長が不在
の場合は、待機責任者へ連絡する。
連絡がつかない場合は、部課長の
携帯へ連絡を想定している。
- 市○○部課長
○○ ○○
TEL: 職場
TEL: 携帯
- 市○○部課長
○○ ○○
TEL: 職場
TEL: 携帯

水戸土木事務所

ダム管理課長 ○○ ○○
TEL: 携帯

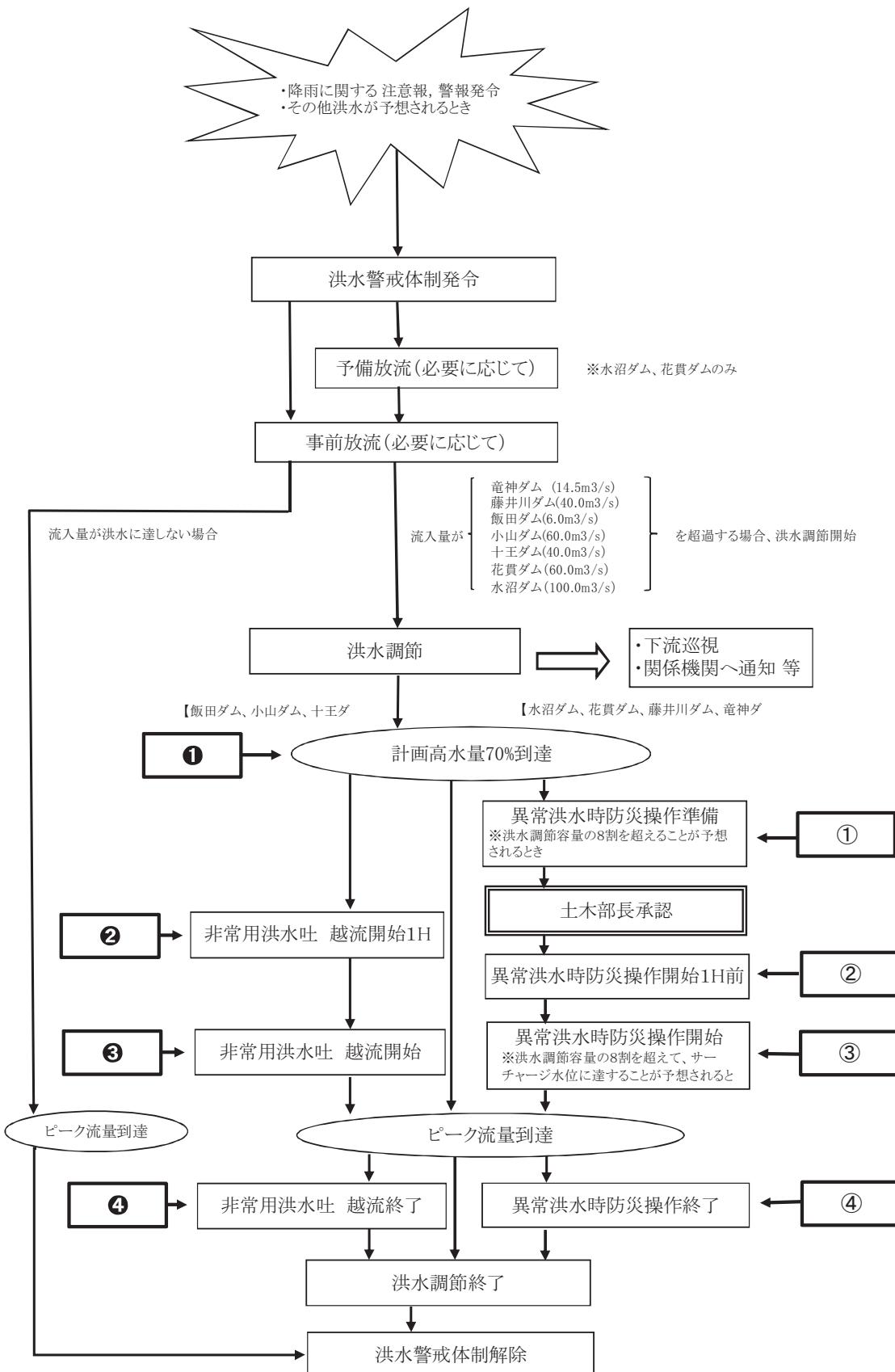
◎行達時期及7代內家

- ダムからの異常洪水時防災操作や非常用供給水吐からの越流の情報を、ネットラインにて情報提供を行う。

＜ゲート操作の有るダム＞			
伝達時期		伝達内容	
①異常洪水時 防災操作 準備	②約1時間後に、異常洪水時防災操作に移行する予定である。	①異常洪水時防災操作の準備に入った。 計画規模を超える流入量が予想されるため、異常洪水時防災操作に移行する可能性がある。	(操作を実施した場合は、下流で大きな被害が発生(拡大)する可能性が高まる。)
②異常洪水時 防災操作 1日前	ダムの貯水量が満杯になると場合に、操作に移行する。	②約1時間後に、異常洪水時防災操作に移行する予定である。	(操作を実施した場合は、下流で大きな被害が発生(拡大)する可能性が高まる。)
③異常洪水時 防災操作 開始	ダムから流す量をダムに入る量に余りに近づける。 (下流で大きな被害が発生(拡大)する可能性がある。)	③異常洪水時防災操作に移行した。	(操作を実施した場合は、下流で大きな被害が発生(拡大)する可能性が高まる。)
④異常洪水時 防災操作 終了	ダムが発生(拡大)する可能性は統くので、ご注意願います。) (下流に被害が発生(拡大)する可能性は統くので、ご注意願います。)	④流入量が計画最大流入量を下回ったため、異常洪水時防災操作を終了する。	(下流に被害が発生(拡大)する可能性は統くので、ご注意願います。)
＜ゲート操作の無いダム＞		伝達内容	
伝達時期		伝達内容	
①計画高水流量 70%到達	ダムが発生(拡大)する可能性は統くので、ご注意願います。)	①流入量が計画高水流量の70%に到達した。	非常用洪水吐から越流する可能性がある。(下流で大きな被害が発生(拡大)する可能性が高まる。)
②非常用洪水吐 越流 1日前	ダムの貯水量が満杯になると場合に、越流する。(下流で大きな被害が発生(拡大)する可能性が高まる。)	②約1時間後に非常に常用洪水吐から越流する見込みである。	非常用洪水吐から越流が開始した。ダムの貯水量を使い切ったため、
③非常用洪水吐 越流 開始	ダムに入れる量が減少し、非常用洪水吐からの越流が終了した。	③常用用洪水吐から越流する。(下流で大きな被害が発生(拡大)する可能性がある。)	④流入量が減少し、非常用洪水吐からの越流が終了した。
④非常用洪水吐 越流 終了	(下流に被害が発生(拡大)する可能性は統くので、ご注意願います。)	④流入量が減少し、非常用洪水吐からの越流が終了した。	(下流に被害が発生(拡大)する可能性は統くので、ご注意願います。)
		ダムホットライン記録票	ダムホットライン記録票
日時 年 月 日 AM PM	送り不規則な時間	日時 年 月 日 AM PM	送り不規則な時間
相手方 市町・村		相手方 市町・村・部長・課長	
実施者 事務所		実施者 事務所	
異常洪水時防災操作について		異常洪水時防災操作について	
伝達時期 ①初回操作の実績	②初回操作の実績	伝達時期 ①初回操作の実績	②初回操作の実績
伝達内容 その他の		伝達内容 その他の	
伝達内容		伝達内容	

※ホットラインを実施した場合は、ホットライン記録票を河川課宛FAXしてください。

ダム洪水調節フロー(ダムホットライン・知事業務報告・資料提供 伝達時期)



(1) 洪水警戒体制は発令から解除まで土木(工事)事務所長の判断で実施。

(2) ダムの操作状況は所長より河川課水防災・砂防対策室へ報告し、水防災・砂防対策室より国へ報告する。

(3) 「異常洪水時防災操作(緊急放流)」に関する事項は土木部長の承認を受ける。

(4) ピーク流量到達の時期については、状況によりフロー順番が異なる場合がある。

河川の共同点検実施要領（案）

1. 目的

平成29年6月20日に国土交通省よりとりまとめられた、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画において、取組の一つとなっている、的確な水防活動のための取組として、河川管理者と水防活動に係る関係者（水防管理者、水防団員、沿川住民等）が共同して、重要水防箇所等を点検し、出水時において適切な対応がとれるよう情報共有を行うことを目的とする。

2. 共同点検の対象

管内全市町村における重要水防箇所等特に注意すべき箇所
(重要水防箇所等のリスクが無い市町村は除く)

3. 点検内容の詳細

- ・箇所及びリスク種別の確認
- ・リスク種別に対する想定される水防活動の確認
- ・情報入手方法の広報（水位観測局の位置や基準水位等の説明）

4. 提出内容

別添様式「共同点検実施報告」、「共同点検実施整理表」により提出

5. 提出先

河川課 水防災・砂防対策室

6. 提出期限

毎年5月末日まで

〇〇川共同点検実施報告

〇〇川について〇〇〇〇と共同点検を実施

共同点検実施箇所位置図

位置図

実施概要

1.一級水系〇川
令和 年 月 日()

2.参加者

3.点検内容

4.選定理由

5.課題と対策方法

写真1

写真2

記載例：涸沼川共同点検実施報告

○涸沼川について笠間市と共同点検を実施
涸沼川の笠間市区间において、笠間～加賀田約17kmの重要水防区間で笠間市
と共同点検を実施しました。

共同点検実施箇所位置図



●涸沼川
笠間市笠間地先



実施概要	
1.一級水系涸沼川 令和4年〇月〇〇日(金)午後	
2.参加者 水戸土木事務所河川整備課 笠間市総務課危機管理室	
3.点検内容 重要水防における 箇所(延長、左右岸等) ・重要度(種別、階級) ・想定される水防工法(積土のう) ・過去の水害実績	
4.選定理由 笠間市笠間において、氾濫により笠間市 役所が浸水の恐れがあるため、水防管理 者である笠間市と水害リスク情報について、 情報共有を図った。	
5.課題と対策方法 団員減少のため、土のうでは時間を要す るため、水のうを貸与して欲しいとの要望が あった。	

共同点検実施整理表(R4)

〇〇土木事務所

	市町村名	河川名	字名	ランドマーク	該当or非該当	重要水防箇所 R4重水番号
例	笠間市	涸沼川	笠間～加賀田	〇〇橋～〇〇橋	○	水戸-7
1	潮来市	夜越川	堀之内		○	潮来-1
2	潮来市	前川	潮来～辻(右岸)		○	潮来-2
3	潮来市	前川	潮来～辻(左岸)		○	潮来-3
4	潮来市	前川	辻～曲松南		○	潮来-4
5	潮来市	稻井川	辻		○	潮来-5
6						
7						
8						
9						
10						